

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

決算特別委員会会議録

（文化観光費・産業経済費・土木費）

令和 8 年 1 0 月 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 1 開会年月日 | 令和8年10月9日（金） | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
（17人） | 委員長 中村 謙治郎
委員 拝野 健
委員 高橋 えりか
委員 松村 智成
委員 望月 元美
委員 早川 太郎
委員 中嶋 恵
委員 高森 喜美子
議長 石塚 猛 | 副委員長 寺田 晃
委員 大貫 はなこ
委員 田中 宏篤
委員 村上 浩一郎
委員 松尾 伸子
委員 富永 龍司
委員 秋間 洋
委員 太田 雅久 |
| 4 欠席者
（0人） | | |
| 5 委員外議員
（0人） | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
教育長
技 監
企画財政部長
企画課長
経営改革担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
佐藤 徳久
赤星 健太郎
関井 隆人
川田 崇彰
三谷 洋介
高橋 由佳
久我 洋介
軍地 亮典
越智 浩史
反町 英典
伊藤 慶
小川 信彦 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務部参事	田 渕 俊 樹
区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
広報課長	河 野 友 和
経理課長	(総務部参事 事務取扱)
施設課長	五 條 俊 明
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
区民部長	内 田 円
こども家庭部長	前 田 幹 生
こども家庭部参事	川 口 卓 志
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子育て支援課長	別 府 芳 隆
子ども家庭支援センター長	小野田 登
児童・青少年育成課長	穴 澤 清 美
文化産業観光部長	杉 光 邦 彦
文化振興課長	若 山 祐 樹
観光課長	横 倉 亨
産業振興担当部長	(文化産業観光部長 兼務)
産業振興課長	三 澤 一 樹
健康部長	水 田 涉 子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	田 畑 俊 典
環境課長	古 屋 和 世
台東清掃事務所長	廣 瀬 幸 裕
都市づくり部長	寺 田 茂
都市づくり部参事	坂 本 秀 昭
都市計画課長	松 崎 晴 生
地域整備第二課長	門 倉 和 広
地域整備第三課長	渋谷 謙 三
建築課長	高 木 悦 範
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
拠点まちづくり担当部長	田 邊 守

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

地域整備第一課長	長 廣 成 彦
土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
道路管理課長	三 宅 哲 郎
土木課長	高 杉 孝 治
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	上 野 守 代
会計課長	落 合 亨
教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
監査事務局長	吉 本 由 紀

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	岡 崎 一 生
	書 記	大 谷 彩 季

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中村謙治郎） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 第5款文化観光費については、項ごとに審議いたします。

第1項文化費についてご審議願います。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 おはようございます。文化費、3問お伺いいたします。

215ページの芸術・芸能支援育成について、まずはお伺いいたします。

私は、令和6年の決算特別委員会の総会質問で、アートアドバイザーの増員を求めましたが、この決算年度からは2名増員されたかと思います。地域でのアートプロジェクトの実践に携わる方も加わりましたが、増員後、企画の審査や採択者への助言にどのような新しい視点や変化が生まれたのでしょうか。また、アドバイザーとの議論や企画への支援を通じて、区として芸術文化活動への支援の在り方について、新たに気づいた課題はありますか。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 答えいたします。

アートアドバイザーにつきましては、実際に地域で活動されている方を選定しまして、令和7年度に2名増員をいたしました。採択団体との打合せでは、会場選定や地域の方々との関わり方について、地域での実践経験を踏まえた助言をいただくことで、各企画をより本区に根差した芸術活動として実施することにつながったと考えております。

また、こうした支援を通じて、活動団体が地域への理解を深め、地域の方々との関係を築いていけるよう支えることの重要性を改めて認識いたしました。今後もアートアドバイザーの知見を生かし、活動団体と地域とのつながりを深めながら、本区に根差した芸術活動の充実に努めてまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 ありがとうございます。それによって得られた多様な知見を個々の企画への支援とともに、区の文化政策の充実に生かしていただきたいと要望いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、215ページの東京藝術大学との連携について伺います。

令和6年の第2回定例会で藝大との連携について、区民や学生、行政が対話しながら地域の課題に取り組むなど、連携の範囲を広げていただきたいと一般質問いたしました。その際に、区からは、より広い分野で連携を強化できるよう協議を重ねていくという答弁をいただいています。その後、藝大との連携についてどのような進展があったのでしょうか。決算年度に新たに取り組んだことや連携の拡大に向けて検討されたことを教えてください。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

令和7年度は東京藝術大学と連携し、文化芸術をはじめ、教育、観光、まちづくりなど、幅広い分野で29事業を実施いたしました。令和7年度の新たな取組としましては、東京藝大が所有する文化財の修復に関連しまして、文化財保護に関する講座を実施したほか、大河ドラマ「べらぼう」を活用した魅力発信では、説明板の監修にもご協力をいただきました。また、令和8年度からは、東京藝術大学が研究の中心となりまして、永寿病院を受診した認知症患者を下町ミュージアムで受け入れまして、展示の見学など文化に触れる機会を通じて、心身の健康を支えるいわゆる文化的処方という取組を実施しております。このように、文化芸術の分野に加え、福祉分野にも連携を広げているところでございます。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 現状につきまして承知いたしました。文化的処方の取組など、進めていただきたいと思います。

藝大側でも様々な機関と連携を広げる動きが出ています。2025年5月には、東京大学と藝大が包括連携協定を結び、今後の取組として、地域貢献活動や谷根千地区の地域活性化などを上げています。藝大が地域社会との関わりを広げようとしていることは、台東区との連携を考える上でも参考になると思います。こうした動きも踏まえ、区民や学生、行政が地域の課題や可能性を共に考えるような連携について、藝大との間で検討していくお考えはあるのでしょうか。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

東京藝術大学では、アートの力で社会的課題の解決に向けた取組を進めているものと認識しておりまして、こうした取組は大変意義があるものと認識してございます。台東区と東京藝術大学は、連携協議会の開催を通じまして、連携の推進を図っているところです。区民と学生が共に地域の課題ですとか可能性を考えることは、地域の新たな魅力の発見や活力の創出にもつながると考えておりまして、こうした視点も踏まえて、東京藝術大学と協議を重ねながら、連携の拡大を検討してまいります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 承知いたしました。

以前の一般質問でも申し上げましたが、藝大に成果物ありきでオブジェの制作をお願いする

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ような連携ではなくて、共に地域の在り方を考えて並走していけるような関係を探っていただきたいと要望いたします。

続きまして、216ページ、江戸まち台東芸楽祭についてお伺いいたします。

事務事業評価では、指標として開催の実施が示されていますが、この芸楽祭の事業目的に掲げる区民や来訪者が芸能や伝統文化に気軽に触れる機会の充実について、令和7年度はどのような成果があったと何を根拠に評価されていますでしょうか。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

令和7年度では、たいとう芸楽寄席などの公演に加えまして、無料の映画上映会や演劇、芸能、映画分野のワークショップを実施いたしました。費用の負担なく鑑賞できる機会や鑑賞にとどまらず、実際に体験できる機会を設けたことから、区民が芸能や文化に気軽に親しめる機会の充実につながったと評価しております。また、区内の中学、高校演劇部による中高生ステージというのも開催しておりまして、こちらでは、発表の場を提供するとともに、参加校同士の交流が生まれまして、文化を担う若者の活動を支えることができたと感じております。私も実際に中高生ステージを見させていただきまして、一生懸命、そして楽しそうに演じる生徒の姿を見て、何でしょう、元気をもらったといいますか、心を動かされた思いでございました。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 現状につきまして、承知いたしました。実施という指標だけでは収まらない多岐にわたる成果があると思います。

このように、文化事業には実施の有無や参加人数だけでは捉え切れない意義や時間をかけて現れる成果もあると思います。区が文化政策で何を目指し、その成果をどのように捉えて改善につなげていくのか、文化政策の評価の在り方について総括で改めて伺います。以上です。

○委員長 続いてどうぞ。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 217ページ、したまちミュージアム管理運営について伺います。

したまちミュージアムの来館状況についてです。

昨年のリニューアルオープン以降、来館者数はどのように推移しているのでしょうか。

また、令和6年度からうえの夏まつり期間中の土日祝日には午後7時30分まで延長開館をしていると伺っています。リニューアル後の延長開館について、通常の開館時間を過ぎてからの来館者数など、利用状況と区の評価を伺います。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

まず、入館者数につきましては、リニューアル前が令和4年度で約4万4,000人でした。リニューアル後の決算年度である令和7年度につきましては、約6万5,000人ということで、約1.5倍の増となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、開館の特別延長につきましてでございます。したまちミュージアムでは、うえのの夏まつりの期間中、金、土、日、祝日に午後7時半まで開館の延長を行いました。リニューアル後というところで、令和7年度は開館延長した日数が全部で17日で576人、令和8年度につきましては、開館延長した日が同じく17日間で404名でございました。来館できる機会が増えまして、延長していたというところで、こうした施設を見学することができてよかったというようなお声もあったと聞いております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 これが多分減っているというよりは、リニューアル直後で集中したという感じなのかなと思うんですが、期間を延長してふだんは来れない方たちが来館するきっかけになって、周辺のイベント等と併せて楽しんでいただけるよい取組だと思いますので、評価させていただきます。

したまちミュージアムは下町の歴史や文化に触れるだけでなく、夏には涼みながら展示を楽しむ場所でもあり、私自身も利用させていただいています。特に一番上の階はけん玉とかおもちゃコーナーみたいな昔のおもちゃで遊べる場所があって、椅子とテーブルもあるし、お手洗いやきれいだし、ちょっとした休憩に使わせていただいているんですけども、現在夏まつりの期間の金、土、日、祝日、開館延長しているということなんですが、例えば夏期に限っての土日、金曜日はいいにしても、土日、祝日に対象を広げるなど、延長開館の期間を拡大してはどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 答えいたします。

例えば夏の時期ですとかそういったところでは、日没が長いというところで開館延長することもある効果があると思っております。ただ、実際にその分、スタッフの方にも勤務していただかなければいけないというところの両面があると思っておりますので、効果を検証しながら、よりよい運営に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。人員体制や運営上の調整が必要なことは理解していますが、昨年リニューアルし、展示も施設も新しくきれいになったしたまちミュージアムをより多くの方に訪れていただきたいと思いますので、現在の延長開館の利用状況も踏まえながら、対象となる期間や日数を広げられるよう、ぜひ検討を進めていただくことを要望させていただきます。

あわせて、通常開館時の最終入館時間における対応について、少し私のほうにお話が来ているのでここで言わせてもらいます。

先日、担当の課長さんにも個別にお伝えはしているんですが、午後3時59分に来館したにもかかわらず、入館を断られてしまったという話を伺いました。実際16時ちょうどが最終入館になっているので、その1分というところがちょっと微妙なところではあるんですけども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

当日の詳しい状況には確認が必要だとは思いますが、最終入館午後4時と案内をしている以上、その時間までに来館した方が入館できるよう、受付の運用を確認していただきたいなと思います。遠方からわざわざ足を運んでくださっている方もいらっしゃいますし、案内された時間に間に合ったにもかかわらず、入館できないということがあれば、それは大変残念なことだと思います。ちなみにその方は西浅草のピーターさんの壁画「浅草ビッグパレード」、あれを見にいらしたということで、期間限定の、期間はちょっと長めとはいえ、限定の展示でもありますし、一生見れないということではないのですが、わざわざそれを目指して来ていただいたにもかかわらず、ご覧になれなかったというのはすごくこちらも残念な気持ちになりました。最終入館時間を設ける必要性は理解していますが、午後4時ちょうどに来館した方にも、閉館は午後4時30分になりますので、それまでのご見学となりますとか説明をして、閉館時間までには退館していただくことを前提に入館をご案内していただきたいなと思います。見学時間が短くても、少しでも展示を見たいという方もいらっしゃると思いますし、残りの見学時間を丁寧にお伝えした上で、来館者の希望を踏まえ、対応していただければなと思います。訪れた方に来てよかったな、また来たいと思っていただけるように、延長開館の期間拡大の検討と案内に沿った丁寧で柔軟な対応を要望して質問を終わります。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 よろしいですか、ありがとうございます。

高橋委員から今ご指摘があった件につきましては、文化振興課としても把握をしております。来館された方には、せっかく来ていただいたにもかかわらず、残念な思いをさせてしまったこと、申し訳なく思っております。本件につきましては、速やかに事実確認を行いまして、その内容を館と共有するとともに、来館者の立場に立った丁寧な接遇を徹底するよう改めて指導いたしたところでございます。今後同様のことが起きないように、また、来館される皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、運営したいと考えております。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはりしたまちミュージアムの関連で、ちょうどこの年度はリニューアルオープンしてから1年が過ぎたというそういう年度でありますので、リニューアルの効果も含めて、本当に来館者も多くなったということで、よかったなというふうに思っております。

特にこの館は、歴史的な庶民の生活みたいなものがよく分かる展示がされておりますし、特にいろいろと資料が大変多くて、それらを展示し切れないほどあるわけでありまして、これらを順次分かりやすく展示していくことが大事なかと、これからは思っておりまして、中でもちょっと印象にあるのが、石川前議長がガラス乾板の展示をしたらどうかというお話があって、これも本当に私も見たことがなかったんですが、こういう昔からの技術の発展というのを非常に感じられる展示ですばらしいなというふうに思いました。そうした今の世の中ではちょっと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

見ることができないような昔の優れた技術なども分かりやすく展示することが大事だなと思っていますが、その展示に関するやり方として、これからどのようなことを考えているのか教えてください。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

下町風俗資料館改めしたまちミュージアムでは、令和7年3月9日のリニューアルオープンから1年経過しまして、来館者の皆様からは再現した町並みの中に入って当時の暮らしを体感できるですとか、映像を通じて歴史を分かりやすく知ることができるなど、ご好評をいただいております。こうした特色を生かすとともに、今高森委員からご指摘がございましたとおり、一度訪れた方にも繰り返し足を運んでいただけるように展示に変化を持たせて、新たな発見や楽しみをお届けすることが大切であると認識しております。今のしたまちミュージアムでは、例えば1階では昭和30年代の町並みの再現に加えて、五月人形ですとか十五夜のお供えなど、年12回の季節展示を通じて、下町の暮らしに息づく年中行事をご紹介します。また、2階では、下町の歴史や文化を伝える常設展示に加えまして、年5回のテーマ展示も行っております。例えば春には桜にまつわる錦絵や着物を展示するなど、季節やテーマに合わせて多彩な収蔵資料をご覧いただけるよう工夫しております。また、3階では、年4回の企画展示を行っておりまして、先ほど高森委員からもお話がございましたガラス乾板ですね、写真フィルムではなく、ガラス板に写真を記録するガラス乾板、こちらを取り上げた企画では、当時の写真技術とともに、そこに写された下町の風景ですとか人々の暮らしをご紹介しますなど、様々な角度から下町の魅力をお伝えしてまいりました。

今後も来館者の声に耳を傾けながら、豊富な収蔵資料と、限られた展示空間ではございますけれど、そちらを生かしながら実物の資料だからこそ伝わる魅力を丁寧にお届けしたいと思っております。また、また訪れたいと感じていただけるように、展示や伝え方の工夫など重ねて、台東区の歴史や文化に身近に触れられる皆様に親しまれる施設を目指してまいります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 まとめてご答弁いただきましたので、それ以上することはないんですけど、ただ、館が狭いだけにね、やはり来た方にそれでも見てよかったなと思っていただけることも大事だなと思っていますので、これからはいろいろな工夫をしてやっていっていただければと思っています。以上です。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私も215ページのどこであるか分からなかったんで一応こちらで、台東区長賞ということで、一応これを広く文化財ということを含めてお話をさせていただきたいと思うんですが、今区所蔵の作品が多分100点近く、これちょっと正しい数字を教えてくださいの、やはりこれだけすばらしい、また作品が収蔵されていながらも、なかなか展示ができないということは、非常にもったいないことだと思っています。それにつきまして、今後

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の展開ですとかを教えてくださいたいんですが、よろしくお願いいたします。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

まず、台東区長賞の現在の所蔵数でございますが、現在105作品を所蔵しております。内訳としましては、日本画が50点、油画が41点、版画が14点でございます。

続きまして、今後の展示に対しての展開についてでございますが、区役所1階の台東アートギャラリーにおきまして、月1回展示替えをしておおむね2作品ずつ展示をしているほか、リバーサイドスポーツセンターなどの区の施設4施設で5作品を展示してございます。また、令和8年11月にリニューアルオープン予定の生涯学習センターでは、新たに1階に展示スペースを設けまして、月1回展示替えをしながら一、二作品ずつ展示をしていく予定でございます。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 担当所管としては本当にご努力をなさって作品を展示をさせていただいているんですが、なかなかそれでも全て回り切れないのかなという印象でございます。このみならず、台東区にはやはり文化財、本当に国宝級もしくはそれに準ずるようなものも多数収蔵しておりますので、このことも踏まえて総括でちょっと質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 216ページ、江戸たいとう魅力発信なんですけれども、上野東照宮社殿特別公開について、昨年150名限定公開で1万4,000人の申込み、95倍の倍率という記事を見ました。東照宮に限らず、昨年の「べらぼう」パブリックビューイングなども惜しくも抽せんを外れてしまって残念に思う区民の方が多くいらっしゃいました。上野東照宮の社殿特別公開も多くの方が申込みをされていて、以前もお伺いしましたが、外れてしまった方への救済、例えば次回申込みを優遇するとか、そのような特典を提案させていただきましたが、優遇特典はないよというお答えでした。それでしたら期間を増やしてもっと多くの方を特別公開にお招きしたいと思いますが、その辺りのご検討はいかがでしょうか。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

上野東照宮の社殿は、国の重要文化財に指定されております。文化庁からも文化財保護に重点を置いた管理を求めているというふうに聞いてございます。このため、上野東照宮さんとの協議によりまして、原則非公開の社殿内部を3日間限定、そして人数も制限した上で細心の注意の下、公開を行っているところです。一方で、今委員のご指摘のとおり、より多くの方に重要な貴重な文化財に触れていただくこと、これは地域の歴史ですとか文化への理解を深める上で重要であると認識しております。文化財の保護との両立を図りながらどのような工夫ができるか、関係者とも相談しつつ研究してまいります。

○委員長 中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 重要文化財なので、文化財を守るという観点は日頃の開放というのは難しい部分もあると思うんですけども、改めて優遇の特典のお願いと、あと期間の延長の要望もさせていただきます。以上です。

○委員長 要望ですね。

寺田副委員長。

◆寺田晃 副委員長 218ページの5番、書道博物館管理運営、今年が日本で私立として2番目に開設された博物館から創設90周年ということで、今年度も企画展示やっけていただいておりますけれども、また不折さんが生誕されて160周年ということで、本当に節目多き年、ますます発展していただきたいなという思いで、私自身も議員になる前から好きな施設のの一つとして注目させていただいていました。最近はなかなか難しいんですが、展示会ごとにお邪魔させていただきまして、そのような中で、研究員の方ですかね、お話を伺ったところ、公開承認施設ということを教えていただきました。それは文化庁から承認されますと手続の簡素化とか重要文化財の出品も可能ということで、ますます区民にとって本当に勉強になるというか、王羲之さんの作品についても、今はSNSの時代で、また写真もあれば動画もあって、思いを伝えられる伝えやすい時代ですけれども、当時は文字しかなくて、王羲之さんは政治家でもありますし、文字で外交をやったり、平和主義者の方なんですけれども、行くたびに文字から、拙い自分でありまして、文字で政治をつかさどって平和な社会をつくっていった一人なんだなって、書聖でも有名な方ですけれども、そういうのを学ばせていただきました。

そのような中で、公開承認施設というのを教えていただいた上で、要望もさせていただいたんですが、なかなか施設面でハードルも高いということで、2022年には博物館法が大きく改正になりまして、博物館法でいう登録博物館になりますと、こちらにも様々なメリットがあると思うんですかね、区民の得と言ってはあれですけれども、またこちらの施設が好きな方のやりますます作品に触れられるということで、期待しているところなんですけれども、それに向けて進めていただいていると思うんですが、今の段階でお披露いただける範囲でどれぐらい進んでいるか教えてください。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

博物館登録に向けて書道博物館と継続的に協議を行っているところです。この博物館登録の要件の一つとして、博物館の資料の目録の作成、これが求められております。目録作成に向けてポジフィルムで保管している資料、これをデジタル化する作業を令和7年度から進めております。こちらのデジタル化につきましては、今年度までにほぼ完了する見込みです。その後につきましては、いわゆる収蔵品をデータ管理するシステムの活用なども検討いたしまして、さらに文化庁ですとか東京都にも相談をしながら、博物館登録に向けて準備をしてまいりたいと考えております。

○委員長 寺田副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 副委員長 登録博物館になりますと、輸入品とか作品ですね、輸入品とか寄贈されたものの関税が免除されたり、また美術品の補償制度の活用も可能と、また、激甚災害、万が一の際に、復旧工事費の補助もあるということで、こちらにつきましても期待するところがございますので、引き続き大変な作業かもしれないんですけども、支えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項観光費について、ご審議願います。

松村委員。

◆松村智成 委員 なかなか最初に当てていただくことないんで。219ページ、観光振興策の推進における観光マーケティング調査の実施について伺います。

この調査結果については、先日の文化・観光特別委員会で報告があったとおり、観光客が4,200万人台に回復し、観光消費額も過去最高となるなど、観光客にとって台東区は非常に満足度の高いまちになっていることは確認させていただきました。しかし、観光客が満足している一方で、観光振興の陰で昨今、台東区民に深刻な影響を及ぼしているオーバーツーリズムの現状について、区の観光部局としては現在どのような課題意識を持っているのか伺います。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 オーバーツーリズムの認識でございますが、一部の地域や時間帯において混雑やマナー違反等の課題が様々生じているところは認識しております。また、令和7年度に実施いたしました観光振興方針策定とともに区民の意識調査の結果にもありますが、多くの来訪者により区民の日常生活に影響があるとも認識しております。現在、区民生活と調和した観光地づくり庁内会議を立ち上げまして、それらの課題への対応、対策の検討を進めているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 課題意識や組織体制と申しますか、庁内の検討会があるということを確認させていただきまして大変安心いたしました。

現在、現場で起きていることをちょっと少しお話しさせていただきますが、オーバーツーリズムの最たる例として、区民の足である路線バスの異常な混雑があります。またこれ先日の秋間委員の話でもございましたし、私も土木のほうで少し触れますけれども、路線バスの異常な混雑というのが、地元の中学生、高校生が観光客の超満員の都バスに乗ることができずに、停留所で5本もバスを見送らなければならなくなった、結果として学校に遅刻してしまったというゆゆしき事態が発生しております。観光振興の陰で、区民の当然の権利である通学や生活インフラが完全に奪われているというのが現状です。ここについては、また別項目、土木のところに取り上げますけれども、また、インフラの影響に関連して、スーツケースの放置問題について伺います。以前の委員会などで、私は道路や路上の放置に対する対応は確認させてい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きました。しかし、今、現場で何が起きているかと申しますと、非常に深刻なのは宿泊施設内へのスーツケースの放置ということになります。ホテルなどのロビー、あるいは客室内に観光客が不要になった大型のスーツケース、大量に放置していくケースが相次いでいるというお知らせが来ています。施設側は所有権の問題があるため、安易に処分できず、最終的には事業者が多額の廃棄コストを負担して粗大ごみ等として処理されているそうです。事業者からの話によると、観光客が落としていく僅かな利益よりも、こうした不法投棄による負担が地元の事業者を強烈に圧迫しているというお声が届いています。そういった実態、区はどこまで把握しているのか、またどのような対策が取れるのか、あれば教えてください。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 ホテルのスーツケースの放置については、やはり幾つかの区内ホテル事業者より、そのような実態があるということはお伺いしてございます。また、ホテル側ですね、一定期間保管しなければならないですとか、廃棄コストの負担についてもあるということも状況は確認してございます。

対策なんですけれども、なかなかちょっと、ホテルごとに職員の人員体制ですとか、チェックイン、チェックアウトなど、やはりどうしても様々なホテルによってはオペレーションがあるということから、なかなか一定の対策というところはひねり出すのは難しいんですけれども、例えば多言語での注意喚起ポスターを作成して、必要なホテル、事業者さんには配布するということだとか、観光案内所だとかマナー啓発イベントにおいてこの点の、外国人が中心だと思われまので、そういったところに周知を強化する等の取組については可能ではないかというふうに考えてございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 正直なところ、観光客のモラルに期待するというような段階は過ぎているんじゃないかなと私は個人的に思っています。チェックイン時の誓約書の義務化だとか、デポジット制の推奨など、地元の事業者を守るための具体的なスキームなどを考えていただければなと要望して1個目が終わって、あと2つありますが、よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

◆松村智成 委員 220ページ、SNSによる多言語観光情報発信について伺います。

現在の対応状況として具体的に何か国の言語に対応し、それぞれ何か国の人がどれぐらい閲覧しているのか、リーチの実態を教えてくださいと思います。

また、これらを発信するに当たり、現在世界中で普及しているスマートフォンやタブレットの翻訳機能、この間もお話ししましたが、考慮して発信しているのかなど、対応が分かりましたら教えてください。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 SNS観光情報の多言語発信につきましては、平成27年度よりフェイスブックで公開しておりまして、今多言語化としましては6言語で発信しているところでござ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

います。SNSはInstagram等もやっていますが、SNSのメインとなるフェイスブックでの具体的なリーチ数、閲覧数について詳細について令和7年の数値を申し上げさせていただきます。英語が18万1,214回、中国語が17万4,063回、韓国語が5万1,225回、タイ語が18万6,859回、インドネシア語が25万6,310回、ベトナム語が24万1,751回となり、計109万1,422回となっております。

このSNSの多言語発信情報につきましては、より多くの方、現地の方ですね、言語を使っている方が閲覧していただけるよう、発信内容はほぼ言語ごとの記事の内容は変えておりまして、同じものを取り扱う場合におきましても、各言語のスタッフが言語ごとの特性に合うよう投稿を作成している状況でございます。このため、SNSの翻訳機能については認識はしているところなんですけれども、この機能を考慮しての発信とは今なっていない状況でございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 承知しました。

翻訳機能はあくまでも、何ていうのかな、全部我々が希望するような翻訳になっていないケースもあったりすることはこちらも承知しております。ただ、恐らく今後はそういった問題もなくなってくるだろうなと思いますので、ちょっとその辺の動向はぜひ注意していただければなと思いますし、まず私も以前より申し上げているとおり、町なかの看板案内についても、あらゆる言語で表記された看板、非常に見にくいと、浅草などの歴史的景観も損ねるし、以前言ったことですが、最小限の表記で十分じゃないかということを書いてきました。ぜひ、何ていうのかな、デジタルツールをうまく活用していただければなというふうなことをお願いしてこの件は終わりたいと思いますが、あと最後もう一個。

221ページ、観光振興費で、旅行者から選ばれる観光地づくりの中の持続可能な観光推進ということで伺います。

決算書には浅草地区持続可能な観光地づくり事業として約1,770万という多額の決算額が出ておりました。事業の具体的な内容については第1回定例会で既に報告を受けておりますので、本日は違う角度から伺いますと。先日の委員会で報告された観光振興方針策定のための実態調査では、区民の7割以上が観光によるマイナスの影響として、歩道の混雑やごみのポイ捨て、マナー違反を上げるという極めて深刻な結果が突きつけられました。持続可能な観光地づくりと銘打って、1,770万の税金を投入しながら、結果として7割の区民が苦しんでいるというこの実態に対し、この事業は区民生活の保護という観点に本当に効果を生み出しているのかどうか、区はどう見ているのか教えてください。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 こちらの事業に対しての効果ということでございますけれども、浅草地域では、こちらの事業は2年連続としてやらせていただいて、同種の事業を実施したところでございます。こちらの効果といたしまして、地域の各種団体の皆様が自発的に観光マナーの周知ですとかごみの回収イベントなどの活動の開始につながるなど、着実に地域には広がりつつ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あるというところで、やはり一定の効果が出ているのではないかというところは認識してございます。引き続き区民の皆様が安心して暮らすことができるよう、また来訪者の方と調和できるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 先ほどのバスに乗れない生徒の件だとか、宿泊施設のごみの放置の件、そして何より区自身の調査で7割の区民が被害を訴えるという事実を見ても、やはり効果がとか啓発がまだちょっと足りていないんじゃないかなというふうに思います。区の観光行政は持続可能という言葉を使いながら、結局は経済効果や集客を重視しているような節があるんじゃないかというご意見も届いています。地元住民にはオーバーツーリズムによる騒音や混乱に悩まされるぐらいなら、いっそ観光客が減って売上の減少があったとしても、昔のような平穏で静かな雰囲気歓迎するという人たちも実際にはおります。また、今日、あるテレビ局で朝、放送がありました浅草の観光客の減少についていろいろやって、3割売上げが下がったというお店の件も放送されておりましたが、一部、やはり売上げが減少されて困っていらっしゃる方がいるのも分かりますが、やはり今の数が適正なのかどうかも含めて、区民の意見って様々分かれてくると思いますので、ぜひ大きな金額を突っ込むのであれば、マナー啓発だけにとどまらずに区民の方が、住んでいらっしゃる方たちの気持ちにぜひ沿えるように頑張っていただければなというふうにお願いして終わりにしたいと思います。以上です。

○委員長 続いてどうぞ、質問のある方。

大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 220ページのフィルムコミッションについて伺います。

区内での撮影は場所を提供する方々や近隣住民などの理解と協力によって支えられていると思います。こうして撮影を支えた区民が完成した作品を鑑賞したり、制作者から話を聞いたりする機会も必要だと考えます。北九州市では、市が主催する国際映画祭の中で、フィルムコミッション支援作品上映会を設け、支援した作品の上映と出演者から作品について話を聞く場をつくっています。本区でも文化振興課の事業などと連携して、フィルムコミッションの協力によって撮影された作品を区民が鑑賞する機会につなげることはできないでしょうか。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 フィルムコミッションにつきましては、まずは国内外へこちらの台東区の魅力を伝えることを目的として撮影の支援などを行っている事業でございます。こちら支援した作品につきましては、フィルムコミッションのホームページですとかSNSなどを活用して情報発信しているところでございます。委員ご提案ありました支援作品を区民の鑑賞の機会の提供だと思われましても、まずはフィルムコミッションが支援した作品を知っていただくという取組をさせていただきまして、区のような事業や地域のイベント等での鑑賞機会の創出というものにつなげていきたいというふうに考えてございます。引き続き支援作品の情報発信など、また他課との連携などを充実に努めてまいりたいと考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 大貫委員。

◆大貫はなこ 委員 見慣れたまちも映画のつくり手の目を通すと、新たな表情を見せてくれますし、そうした発見はシビックプライドにもつながると思います。撮影を支える区民が作品に触れる機会をつくっていただけるよう要望いたします。

○委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第5款文化観光費について審議を終了いたしましたので、本款について、仮決定いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第6款産業経済費について、ご審議願います。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 226ページの商店街振興のところで伺いたいと思います。

以前より、昨年も私、町なかのベンチの設置のことについて何回か提案をさせていただいておりますけれども、日常生活の中で皆さんが、高齢者の皆さんが外出ですとか健康について考える、社会参加とか地域コミュニティとか、そういう様々な区民のための休む場所というのがベンチを設置するということにつながるというふうに考えておりまして、この場所では商店街のベンチ設置の可能性についてちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、例えば店舗の敷地ですとか、商店街の皆さんに協力をいただいて、空きスペースなどを活用してご協力をいただいた上で、ベンチ設置というのがかなうのかどうか、そのことについて区のお考えを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

これまで商店街のほうから商店街にある空き物件を改装して来街者の方が休めるスペースをつくった事例がございますので、そういったスペースの設置ということは可能だと考えております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 あくまでも本当に来街者とか観光の皆さんのためのということではなく、生活のしていく中での動線の中でも、お買物の中で休憩したい、荷物を整理したい、そして少し休んでまた歩き出したいという本当に子育てのご家族とかね、また高齢者の皆さんとか、障害のある方とか、本当に区民のためのそういう場所というのを区民の皆さんと協力して、お互いに様々話し合って理解していただきながら、少しずつベンチを設置するところを探していくということが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、これほかのところでも所管

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ごとにちょっと確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
ありがとうございます。

（「商店街関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 同じく226ページ、商店街振興対策でイベント・サービス向上支援のイベント事業助成のところで伺います。

令和7年度は94件の助成を行っていますが、どのようなイベントが実施されたのか、主な内容と内訳を教えてください。

それから、商店街のイベントにはにぎわいづくりや地域の交流に加え、商店街や個々のお店を知っていただき、その後の利用につなげるという役割もあると考えます。来街者数や参加店舗数、売上げへの影響、イベント後の継続的な来店などの効果をどのように把握しているのでしょうか、あわせて、実施した商店街や参加店舗から成果や課題について意見を聞き、次のイベントや支援の改善に生かしているのかを教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 まず、1点目の94件の内容でございます。主なものを申し上げますと、例えば中元期、また年末歳末期のセール、また買物客対象の抽せん会などが内容にございます。また、来街者の参加型の盆踊りだとか、スタンプラリーだとかといった体験型イベントというところが内訳にございました。

2点目、効果の把握と商店街から意見を聞くことについてなんですけれども、イベント支援の効果については、事業の終了後に各商店街で提出いただいております実績報告書、また日頃の商店街とのやり取りの中で、イベントの効果、また次年度に向けての改善点みたいなところの意見を交換しているところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

商店街のイベントは買物のきっかけをつくるだけではなく、地域の方々が顔を合わせ交流する機会としても大切な役割があると考えています。私自身も地域のイベントに伺いますが、ふだんその商店街を利用していない方や子供連れの方などが訪れて、商店街を知っていただく貴重な機会になっていると感じています。その上で、イベントに多くの人が集まったという成果を個々のお店への来店やその後の買物にもつなげていくことが重要です。例えばイベントには参加していても、商店街の中にどのようなお店があり、どのような商品やサービスを扱っているかを知らないままに帰ってしまうという方もいると思います。お店を紹介するマップや店舗を巡る企画や次回の来店につながるクーポンなど、イベントをきっかけに個々のお店の魅力に触れていただくような工夫も考えられます。

また、イベントを開催する側には、準備や当日の運営、人員の確保など多くの負担があります。区としても、商店街や参加店舗から直接お話を伺って、集客につながった工夫や店舗への

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

来店につなげる上で難しかったことなど、現場の成果と課題を把握していただきたいと思います。効果の把握に当たっては、売上げだけで評価するのではなくて、地域の交流や商店街の認知度向上といった役割も踏まえて、商店街に過度な報告負担が生じない方法を検討していただきたいと思います。そして、把握した成果や工夫をほかの商店街にも共有して、それぞれの地域や店舗の特徴に合った取組に生かしていただければと思っています。イベント当日のにぎわいが日常の商店街の利用につながり、個々のお店を支えるものとなるよう、効果の把握とその結果を生かした支援の充実を要望して終わります。

○委員長 商店街振興関連ありますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 じゃあ、続いて質問どうぞ。

早川委員。

◆早川太郎 委員 私、1問だけ、225ページのところの産業振興事業団運営のところで聞かせていただきます。

この7年度の予算審議のときに、社会的起業、社会貢献や地域課題解決を目的とした起業についての支援をと提案させていただいていまして、そのときに、社会的起業ならではの難しさがあるものと認識しているけれど、従来の方法やアプローチにとらわれることなく、ノウハウの蓄積や課題の整理に努め、支援の充実を図っていくって答弁いただいているんですけど、その後どう検討を進めていただいたのか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

産業振興事業団では、令和6年度から事業者の経営力向上を目的にいたしまして、専門家と職員が連携しながら、伴走支援のほうを実施しております。この伴走支援の中で、今年度からは社会的問題の解決そのものがビジネスとしているいわゆるソーシャルビジネスに取り組む事業者の支援といたしまして、食の多様性を提供している事業者へ定期的に専門家と職員が訪問し、意見交換や課題の整理などを行っているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 まずは一つそういう形を決めていただいて、一つ事例の中で伴走していただいていたということなので評価させていただきますが、ソーシャルビジネスの育成って今後の区の産業振興の柱の一つにしてもいいぐらいじゃないかって私思っているんですね。ですので、着実に結構ですから、しっかりと進めていただきたいと、これは要望して、さらにそのときに、今の時代、NPOも経済活動の中で占める割合が増えてきている。NPOの支援でいえば、社協が中間支援組織の中で行っていますが、収益企業に対する支援は難しいのではないかと考えていて、ノウハウもある事業団になっていただきたいとも提案していて、現在の枠組み、事業団の現在の枠組みでNPOまで対象を拡大するには定款の問題とか都の認定、その課題の把握などを整理しなければならない問題もあるということがそのときに分かったん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですが、ぜひその辺の課題をクリアしてほしいなと思いますし、そのときも言いましたけれど、どうせなら区内の企業をサポートするための産業振興事業団に新たな役割を追加し、区外を含めた企業との中間支援組織の役割を果たすプラットフォーム機能を担ってもらうなどの体制整備もしてほしいと今でも思っています。今回の決算の中で、公民連携の話もさせていただきましたが、その辺しっかり事業団もそのパイプ役の一つとして機能してほしいなと思っています。

今、この間の委員会、産業の委員会の中で、デザビレの創業支援とか、交流事業を実施する事業者を指定管理で決めていくことになったという報告ありましたが、そうなってくると、改めて事業団との役割分担をどう行っていくのかというのは、やはりしっかり決めていかなければならないんじゃないかなと思っています。ですので、いい機会でもあるので、この際、事業団自体からの意見もしっかりと聞いた上で、事業団に新たな役割を担っていけるよう定款変更も含めて事業団の在り方、しっかりと検討していただきたいなと、これは本当に思っていますので、その辺しっかりお願いしますと要望して終わります。以上です。

○委員長 事業団関連ありますか。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 今すごく事業団の役割の拡大ということですからすごく大きな話だなというふう
に思いながら、すごく大切な視点だなと思いながら聞いていたんですけども、私からはちょっとその中の具体的な部分についてお伺いいたします。

早川委員からのお話の中で、伴走支援というキーワードがありました。ここの同じページ数の企業・人材育成支援のところで、様々な支援助成等々がありますけれども、こういった中で、伴走支援というか、面談を受けたりだとか事業計画を策定したりだとか、そういったところが要件になっているものというの結構あるかと思うんですけども、この部分についてどの程度
どういった部分、どういった支援がそういう伴走支援を受けることが要件になっているかとい
うところをちょっと教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 伴走支援、今現在、産業振興事業団の主に中小企業診断士会と組
ませていただきながら支援しているところでございます。主な取組として一例を挙げさせてい
ただきますと、225ページの（３）企業・人材育成の中にも記載させていただいているとおり、
例えば小規模事業者事業承継支援などにおきまして、中小企業診断士などの専門家と一緒に計
画のほう策定しているようなことがございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ほかに中小企業診断士が携わって行っていくことが要件になるような部分
ってほかはありませんか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 様々な事業者からの経営相談を受けさせていただく中で、例えば
国などの計画策定が必要な場合など、中小企業診断士の方にご助言をいただきながら策定の助

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

言等をさせていただいているところもございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。先ほどお話、答弁の中にあった小規模事業者事業承継支援の中での伴走支援なんですけれども、実はこの年度、知り合いから相談受けたことがあって、事業承継助成金紹介して、私もちょっと制度理解のためにいろいろその手続の中で同席させていただいたりしたんですね。携わる前に制度のフローを聞いたときに、四、五回の面会実施とか計画策定とか、ちょっと何かぶっちゃけ煩わしいなというふうに聞いたときには思ったんですけれども、実際にそこに関わってみると、伴走型支援、中小企業が、いや、個別商店が苦手な事業計画だとかマーケティング戦略だとか、そういったところも事前に練って学ぶことができて、支援が無駄にならないような仕組みだなと思っていて、非常にやってみるとすごい伴走支援というのはすごいなというふうに感じました。

ただ、他方で、230ページの予算残額見ると、補助実績による残が2,466万円ほどあります。この残額についてどういうふうに捉えているのかというのをちょっと1点教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

予算残額につきましては、そもそも予定していた申請件数に満たなかったもの、また、上限額に満たないで少額の申請があったこと、また、途中で取り下げなどの影響により、残額が出ているものというふうに認識しております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。私自身、この残額について決して不要な予算計上であったなんて思っていないくて、むしろすごく必要な部分であったかと思っています。周知不足等の要因というのもあるのかなというふうには思うんですけれども、ただ、そういった意味では周知をしていくという余地はいっぱいあって、そこはさらに努力を期待したいんですけれども、中小企業振興に寄与するものなので、しっかりと予算を確保することというのは非常に重要だと捉えております。

その上で、今あるメニューの支援以外にも様々な課題に対して伴走支援をするような制度というのは非常に重要なのかなというふうに思っていて、あくまで一例ですけれども、物価高騰で苦しんでいる中小企業、すごく多いと思うんですけれども、特にビー・ツー・ビー事業の場合に、力関係もあって、その発注元とかになかなか値上げ交渉というのができないでいる中小企業とかいうのもすごく多いと思っていて、そういったところに伴走支援を行うなどして、中小企業診断士と協力してタイムリーなその交渉等を、タイムリーな課題解決に向けた支援というとか、そういったこともあり得んのかなというふうに思っております、この決算受けて、今後のさらなる中小企業支援についてどのように捉えているか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま委員からお話ありましたとおり、地域経済の中で中小企

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

業を取り巻く環境というところは、物価高騰をはじめまして様々な要因の中で苦慮している点があると考えております。そうした中で、必要な施策というところをただいまご提案あった伴走支援も含めまして、必要なときに産業振興事業団と共に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。中小企業振興、本当に非常に当区にとって大切な部分だと思いますので、しっかり取り組んでください。関連として以上です。

○委員長 関連質問ありますか。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 今のところで、小規模事業者事業承継支援について伺います。

地域で長年営業してきた事業者が技術や顧客とのつながりを持ちながらも後継者が見つからず、事業の継続を断念するということは、地域にとっても大きな損失だと考えます。事業承継には親族や従業員への承継だけでなく、第三者への承継など、事業者の状況に応じた選択肢が必要です。後継者が決まっていない場合も含め、相談内容に応じて後継者探しや専門家への相談、資金面の支援など、具体的な支援につながる取組をどのように行っているのでしょうか。また、事業承継に関するほかの支援制度や関係機関との連携をどのように行っているかも併せて教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

1点目、どのように取組を行っているかにつきましては、産業振興事業団において、その中の商工相談において事業承継に関する相談があった際には、相談員のほうが事業者の皆様の状況をヒアリングさせていただいて、経営状況を、また社内の状況等を踏まえ、アドバイスをを行っているところでございます。その中で相談内容に応じまして、弁護士、また公認会計士などの専門家と連携を図り、問題解決に取り組んでいるところでございます。

2点目、他機関との連携については、こうした、いただいた相談の内容によっては、例えば東京都の事業引継ぎセンター、また東京都産業労働局の中の融資制度などへの案内等の橋渡しを行っているところでございます。また、国が所管いたします独立行政法人の中小企業基盤整備機構と来月、共催で事業承継のセミナーを開催するなど、他機関との連携について図っているところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

事業承継は、事業者にとって長年築いてきた事業を誰にどのような形で託すのかという大きな決断です。すぐに方針を決められるとは限らず、それぞれの状況や思いに寄り添った支援が必要だと考えます。特に小規模な事業者では、日々の営業を続けながら後継者探しや承継の準備を進めること自体が負担になると思います。また、後継者がいないことによって、相談して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も仕方がないと考えてしまう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのため、後継者が決まっていない段階でも相談できるということや親族以外への承継も選択肢になることを分かりやすく伝えていただきたいと思います。そして、相談を受けてほかの制度や窓口を紹介するだけではなく、その後、必要な支援につながったか、承継に向けて困っていることはないかなども関係機関と連携しながら継続して対応していただきたいと思います。

地域で長年培われてきた技術や商いは、台東区の産業やまちの魅力を支える大切な財産であります。引き継ぐ意思のある事業者が後継者や進め方が分からないことで、事業を諦めてしまわないよう、相談から具体的な承継まで丁寧な支援をお願いいたします。要望して終わります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 産業政策ですけれども、何度かこの問題を私も取り上げてきて、というのは、建設業、あと介護福祉関係の事業ですね、このようなものを産業として位置づけないのかっていったときに、台東区は位置づけないとは言わないんだけど、基本的には製造卸だとか、あるいは様々な小売だとか、そういう今までの従来の産業分野というか、そういうものは位置づけているけれども、そういうところというのは一つの部門として位置づけるというふうな答えを言ってくれないんでね。

ただ、実際にこのまちで支えている暮らし、福祉支えているというのは、地域のそういう建設、あるいは介護福祉、そういう事業者が非常に大きなウエートを占めているわけですね。例えば今年の夏の集中豪雨が2回、大きなのがありましたけれど、私3件からね、雨漏りの修繕を、誰か大工さんいませんかって言われるけれど、みんな廃業しちゃっているんだもん。1件はちょっと遠いところから来てもらった、もう1件は、たまたまもう廃業していると思っていた棟梁さんが、いいよ、じゃあ俺やってやるよといって、来てくれたというのがあって何とか救われたんですけど、その方も後継者はいないと、大工さんのね。

そういう点では、やはり私はこれは重大な、重要な産業だというふうに、ただ、産業というとな、どうしても既定概念があるから、なかなかなんです。そうすると、例えばそうですね、例えば介護福祉だったら高齢福祉課とかね、介護保険課だとか、そのような角度での事業所というのを、捉え方するのもかもしれないけれど、むしろ産業として捉えて、やはりやっていく必要というのはあるんじゃないかと思っているんですけど、まず、建設業、あともう一つは介護福祉事業所、これが占めている経済規模というのは、区内の経済の中でどのぐらいの地位を占めているのかというのは計数的に出るんですか。

○委員長 秋間委員、すみません、今産業、これ事業団運営の関連で今質問まだ続いて、関連はまだほかにございますよね。

◆秋間洋 委員 関連ですか、ごめんなさい、すみません、じゃあ。

○委員長 事業団運営の関連ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。ごめんなさい、はい、大丈夫です。すみません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃあ、今の質問で。

産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 2021年の経済センサスの数字で、まずお答えさせていただきます。まず事業所数でいえば、台東区内2万2,881事業所のうち建設の事業所は965事業所で割合としては4.2%を占めております。また、医療福祉のサービス事業所は1,017事業所で区内全産業に占める割合は4.4%となっております。また、付加価値額の割合といたしましては、建設業としては8.2%、また医療福祉は5.9%という数値でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 このいわゆる売上げというか、そういう規模からすると、決して少なくはない、だけれども多くもないというふうなことで見られてしまうかもしれないですね。ただこれってね、特にこの2つの業種は雇用が区内なんですよ、圧倒的に。例えばヘルパーさんや、あるいは訪問看護もそうですけれども、非常に区内の雇用者数が多いと。あと、建設業も同じですよ、地域、もちろん違うところもありますけれども、しかしほかの業種に比べると、地域の雇用率が高いというところでは、やはりこの2つの業種というのは注目すべき業種だというふうに思うんですね。

あと、もう一つは、台東区の政策、例えば環境、あるいは昨日2つあった環境問題でいえば例えば二重窓の設置や、これ建設関係ですね、あるいはエアコンのないうちのエアコン設置などはまちの電気工事店だとか、あれ電気屋さん、あと工務店、そういうところが支えていて、福祉だとか環境だとかこういうところに貢献しているという点でも、やはりこの2つの業種というのは大事だと。そういう点では、そういう複眼的な視点から、やはり私、位置づけて、COMPASS、あの中にも全然なかったわけじゃないですよ、そういう角度はあった。だけれども、もう少しやはり区民生活福祉を支えていく大事な業種として、産業としての育成、先ほどの早川委員のほうから社会的企業というのも、これも大事だと思うんですけども、そういう角度からのアプローチというのはすべきではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま委員からお話ありましたとおり、例えば雇用の面も含めまして、あと例えば環境や福祉の分野というところについては、大変非常に貢献していただいている業種だというふうに認識しております。そういった事業者の経済活動から生み出します多様な貢献をいただいていると考えている中で、ほかの業種も含めまして、建設業または介護福祉サービス業の皆様にとっても必要な支援というところはしていきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひこれから建設業、台東区は産業として位置づけているかつたらね、産業と位置づけていると答えてほしいんです。介護福祉業、これも産業として位置づけているかつたら、位置づけているとってね、今まではどうも歯切れが悪かったんですけど、今の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

答弁でいうと非常に前向きな捉え方をしていただいているということなので、この点ではこれでいいと思っています、一つですね。

あともう一つのテーマがジェンダーの視点なんですね。これは産業分野は非常に大事な女性の雇用、あるいは起業、こういうところに大事な役割を果たしているわけで、そういう点ではジェンダーと関わりが非常に深い分野なんで、そこで伺いたいのは、この視点は台東区でどういうふうに位置づけているのかという、産業政策としてどう位置づけているのかというのを聞きしたいと思う。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ジェンダーの視点につきましては、我々区職員の当然のものとして産業分野全事業でその視点を持ちながら各事業に取り組んでおります。例えばなんですけれども、特化して申し上げますと、女性の再就職に資するようなセミナーの開催、また女性経営者を増やすためのメンターの交流会など、そういった事業を各施策に取り込みながら実施しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 例えば独り親家庭の女性の支援など、これ子育て支援のほうだったかな、いろいろやっていて、どちらかというと、それぞれの分野での健康だとか、あるいは福祉だとか、そういう分野でのジェンダーのって見えやすいんだけど、産業の分野でワークライフバランスとか、あるいは今、でも、再就職支援だとかそのようなこともやられているというのはちょっと私もよく知らなかったんで、そういう点では、さらにやはり地域で女性が活躍していく、それ経済活動の中で大事な役割になっていくというのは、非常に地域全体の活性化につながる問題ですので、そういう点ではさらに頑張っていただきたいということで終わります。

○委員長 続いて。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 産業振興事業団の経営相談のところで一つだけ。区内の事業者向けのカスハラに関する今年度の取組を教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 決算年度、令和7年の4月から東京都のカスハラの条例が施行されまして、それに伴いまして、台東区産業振興事業団では東京商工会議所と共催をいたしまして、カスハラの対策のセミナーを6月に開催させていただいたところでございます。また、事業団の相談窓口、専門コーディネーターの事業者訪問の際等に、この条例の周知をはじめ、都の支援策の情報提供のほうを進めているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 各企業ともまだまだカスタマーハラスメントということに対してどう取り組んだらいいかわからないとかいろいろお困り事もあるかと思います。一般の方もこのことについて認識を深めなければいけないかなと思っております。このことについてはちょっと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総括でやらせていただきます。

○委員長 ほかに大丈夫ですか、産業経済費ないですか。

◆高森喜美子 委員 関連ない。

○委員長 大丈夫ですか。関連じゃなくて。

◆高森喜美子 委員 ほかに。

○委員長 新たに。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 いいですか、じゃあ、続けて。

○委員長 はい。

◆高森喜美子 委員 224ページの台東区産業フェアについて伺います。

これは区長が就任されてから開始された事業でありまして、区内の産業に関するいろいろな展示など、興味深く毎年拝見をさせていただいております。ただ、この年度は決算額、前年に比べてかなり増えているんですが、その要因は何だったのか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 増額の要因、主に2点ございまして、1点目は、まず台東区産業フェア、昨年開催のものが10回目を迎えたことに伴いまして、記念特別ブースを設置したことによるまず会場設営費が増額になりました。続いて、2点目なんですけれども、広報周知活動の部分でInstagramフォロワー増と、あと区内事業者のPRを目的といたしまして、Instagramを活用したインフルエンサーを活用したプレゼントキャンペーンというものを計2回実施したことによる広告費の増額となっております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 分かりました。インフルエンサーを採用したということですが、SNSを使ってPRしようというのは分かるんですが、何かそんなにPRされているなという感じはしなかったんですけど、効果はどうだったんですか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 効果といたしましては、令和7年3月と令和8年3月を比較いたしまして、このInstagramのフォロワーが総勢2,200名増加したことで、また多数のいいねなどをいただくなど、そういった点での効果があったものというふうに認識しているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 フォロワーが増えたといっても2,000ぐらいで多いと言えるのかどうかというのはね、ちょっと考えたほうがいいかなと思ったんですが、増の要因は分かりました。

それからもう一つなんですけれども、展示している企業さんが増えているというのはいいことだと思うんですけれども、企業同士のマッチングとか連携とかいうのもあの場所では大切なことなんですけど、ただ、専門的なちょっと難しい話の企業さんも結構出ていて、説明聞いても

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なかなか難しいなと思うようなこともございました。そして来ている来場者の方々の数が当初に比べると何かそんなに増えていないと、むしろ減っているなという感じがするんですが、来場者の推移というのはどのように見えていますか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 産業フェアの来場者数は、令和7年度決算年度は1,266名でした。また、昨年度の来場者数は1,033名で6年度に比べたら若干増えております。またそれより以前の令和5年度、4年度とは1,000人前後の数字で若干横ばいが続いていたところがございます。来場者数を増やす取組については、今後また工夫を重ねながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはり区民の方が見に来て、例えばいい買物ができたわとかね、いつもよりも安く売っていてよかったとかね、何か来た方が行ってよかったなと思ってもらえるような内容だと、それは口コミになって結構広がっていくんだらうなという感じがするんですね。来場者の数というのは意外と大事で、やはり来ている企業さんだって来場者が少ないよりそりゃ多いほうがいいですよ。その辺はどうやったら来てもらえるか、アピールできるかですね。だからその辺の展示の出てきてくださるお店のバラエティーですよ、その辺も考えていただければなと思っております。出展に関しては何か縛りがあるんですか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 出展事業者につきまして、台東区産業フェアにおいては、ファッション分野、また次にライフスタイル分野、またビジネスサポート分野というふうにカテゴリー分けをして出展企業を募らせていただいているところでございまして、今年度につきましてもそのカテゴリー別に事業者のほうを募集しているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 そういう分野別というのは分かりましたけれど、その同じファッション分野でもいろいろあるわけじゃないですか。それぞれもう少し工夫して、人が来て、あっ、行ってよかったなと思っていただけるものも増やしていただければなと思っておりますので、以上です。

○委員長 続いて。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 私からは222ページ、まずふるさと納税についてお伺いいたします。

歳入のところで寄附金の状況、他区との比較等々も含めて伺いました。

(「224ページ」と呼ぶ者あり)

◆田中宏篤 委員 224ページでした。すみません、失礼しました。間違えていた、すみません、失礼しました、224ページです。歳入のところで他区との比較等々も含めて伺いました。台東区においては、令和5年度まで順調に右肩上がりで寄附金が伸びていましたが、そこをピ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一クに令和6年度は減少して、令和7年度においてもほぼ横ばいで、ちょっと頭打ちになっているという感があるのかなというふうに捉えております。

まず、台東区の返礼品における人気の傾向等々も含めて、現状をどのように分析しているか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 寄附実績を基にカテゴリー別でお答えいたしますと、寄附の件数では食品が人気でございます。また寄附の金額、総額で見ると工芸品や雑貨というところは高くなっております。また食品の中でも老舗の名のある返礼品というところが多く出ているところがございます。こうしたことから、集客力があって、また知名度が高いお店の多数の商品みたいなのが人気を得ているものというふうに認識しているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。

返礼品の内容によっていろいろこって上下していくのかなというふうに思っているんですけども、その部分で返礼品をどのように増やしていくか、どういう形でやっていくかという部分について、何かどのような工夫をしているのかという部分について教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 まず、寄附者に対するPRとして、今年度からしている工夫の一つといたしましては、今年度よりこれまで5サイトのポータルサイトで運用していたところを4サイト増やしまして、全部で9サイトで運用させていただいて、寄附者の選択肢というところを拡大するとともに、事業者の販売支援の強化をしているところでございます。また、本年9月からは、特設サイト等の開設をいたしまして、寄附受付体制の強化を図っているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。今事業者の販売支援をやっているというところで、続けます。

23区内でも寄附金が多い渋谷区などでは、独自の地域デジタル通貨であるハチペイを返礼品に導入したり、千代田区でもPayPay商品券などが返礼品として入っていたりしますと。墨田区も10億円以上稼ぎ出しているんですけども、戦略やプロモーションですごく工夫しているなというふうに思っていて、寄附をしていただけるようなターゲット設定を明確にして、伴走支援で特定のキラーコンテンツを徹底的に磨き上げているような戦略を取っているように自分の目から見ております。新宿区においては、地域課題に取り組むNPO法人を寄附対象にして、ふるさと新宿区わがまち応援寄附金として新宿ファンからの寄附を促したりというところで、いろいろなやはり10億円以上入っているようなところというのは、様々な取組を行っているなというふうに印象を持っているんですけども、こういった各区の取組について情報収集も行っていると思うんですが、台東区にとって非常に参考になる部分多いと思うんですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

特に墨田区などは近隣区で状況も似ているので、その戦略というのはすごく参考になると思うんですけども、そういった他区の実組に対してどのように捉えておりますでしょうか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま委員からお話ありましたとおり、特に23区内の実組というところは、我々も非常に参考にしながら返礼品の開拓等を行っているところでございます。台東区ならではの多彩な魅力というところを伝えられるような視点で、日々情報収集のほうを努めてまいりたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。まとめます。他区の状況を見て、10億円を超えるような寄附金を集めている4区について、共通していることというのは、現行のふるさと納税自体の現行ルールは本当に理不尽で、よくないというふうには思っているが、ただ、そのルールの中であっても、戦って流出していく傷を少しでも少なくして取り戻さなくてはならないと、そうしなければ区民に不利益が生じるという部分で、すごく割り切って、ある意味開き直って、じゃあ、しっかりそこを集めにいってやろうという戦略性を持って取り組んでいるというふうに感じております。千代田区とか新宿区なんて明らかに後発組なんですけれども、一気に本気で取組を行って、短期間で成果を上げていっているなというふうに思っております。

私、過去に何回も指摘しているんですけども、ふるさと納税制度の理不尽さ、不合理さに対する批判的立場というのはしっかりと堅持しつつも、ただ、そこでその制度によって発生してしまう流失によっての区民の損失を最小化するために、ここをあえて言うと本当商品開発ですよねというところをしっかりと行っていくというのは、これは矛盾しない姿勢だと思っていて、区民の幸福に対して資する取組だと思っているんですね。なので、すごくこれまでの台東区のふるさと納税に対する立ち位置というのは深く理解しながらも、やはりそこに関しては戦略性をしっかり持って、流出の傷口をどう狭めていくかという視点は非常に大事だと思っておりますので、そこを指摘しつつ、一応これ答弁いただいちゃおうかな。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 台東区としまして、事業者の支援である販路開拓の支援ということを中心として、選ばれる返礼品をふるさと納税の中で提供していくために、ただいま委員のご提案のありました商品開発の支援というところを今年度から取り組み始めたところでございます。ふるさと納税の制度を通じまして、区内事業者の販路開拓については、引き続き地場産業のより一層の活性化に努めるという視点で進んでまいりたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。期待しています。台東区、本当に美食のまちでもあって、魅力的なお店いっぱいありますし、イベントも多々あって、本当にファンが多いと思っております。我が区が本気を出せばこんなもんじゃありませんので、しっかりと取り組んでいただくよう期待して私から終わります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「関連で」と呼ぶ者あり）

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 すみません、今、田中委員からの意見もあるんですけど、私、ふるさと納税に関しては、区長会でそもそもこういう制度どうなんだというのを国に対してどうかと思うのでというのを出しているというのも大賛成ですし、今やっている産業施策としてふるさと納税をうまく活用してというところはいいんだと思うんですけど、割り切ってというところかというと、田中委員は割り切って、だけれど、私は今のやり方は台東区としては続けていきたいと、意見だけ言わせていただいて、以上です。

○委員長 田中委員、戻します。

◆田中宏篤 委員 分かりました。様々な意見あると思っていて、私もそこすごく理解していて、区長会の新宿区などもそこというのは多分いろいろな葛藤があったのかなというのは推察しています。そこに関してはしっかり行政のほうで取り組んでいただきたいということで次の質問に行かせていただきます。

229ページの各種団体事業助成についてお伺いいたします。

先ほどの商店街振興との絡みもあると思うんですけども、先日、台東区商店街連合会の新体制発足の報告会がありました。区長も出席されていて、課長もいらっしゃいましたけれども、商店でその中でお伺いしたいのが、区が商店街連合会に対して期待する役割というか、区商連をどのように捉えているか、まずそこについて教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 台東区商店街連合会の役割といたしましては、商店街同士をつなぐことだったり、また、地域コミュニティの中核的存在になる役割だというふうに認識しています。その上で、商店街同士の情報交換だったり、また人脈づくりみたいなところ、また単独の商店街では実施できないような取組というところを台東区商店街のほう为主体的に積極的に実施していくことを期待しているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。区がそういったところを期待している現状において、コロナ禍以降、加入率もすごく低下していて、区が今答弁があったような期待している機能を発揮するには、加入の促進などを支援する必要もあるのかなというふうに考えております。また、運営における専門的な相談なども、例えば先ほどあった中小企業診断士会など専門的知見を有するようなどころとのつなぎかけ、そういった支援の働きかけというところも必要なんだろうなというふうに私自身は思っています。その中で、新体制になったのを機に、区商連との連携について今後どういうふうに行っていこうと考えているのか、その辺、意気込みも含めて教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 先ほども答弁申し上げましたとおり、単独の商店街がなかなかで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きないところを連合体として台東区商店街連合会がその役割を担っていくというところは期待しているところでございますので、今後もそういった区内の商店街、各商店街を支える存在といたしまして、台東区も一体となりまして、例えばお話のありました加入の促進に向けた取組がどんなのかとかいうか、そういったような意見交換のほうを随時顔を合わせながら連携してまいりたいと思っております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。台東区の商店街振興のためにも、ぜひ今後も引き続き取り組んでいただくよう期待して私からは以上です。

○委員長 続いて、どうぞ。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 224ページ、産業振興推進（４）の海外プロモーション推進について伺います。

令和７年度の事業実績について教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 令和７年度につきまして、まずテスト販売会、現地バイヤー商談会につきましては、資料記載のとおり、15社の参加がございました。そのうち新規で参加していただいた企業は６社程度ございまして、タイの現地へ渡航した企業もそのうち11社ございました。具体的な内容といたしましては、12月11日と12日の２日間にわたりまして、現地のバイヤー商談会を実施し、合計78件の商談を行ったところでございます。令和６年度の実績と比較いたしまして、11件の増加がありまして、前年度よりもその数は増えている状況です。また、現地の日系の商業施設等を活用いたしまして、全部で３か所のテスト販売会を実施し、各区内事業者の商品のほうの販売を行ったところ、またアンケートの聴取というところも実施したところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 令和８年度はどのような事業内容予定しておりますでしょうか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 今年度の取組といたしましては、先ほど申し上げたテスト販売会の会場をより幅の広い、かつ異なる客層へアプローチをするために、新たな日系商業施設のほう１か所を活用させていただいて、またタイの国内の現地である商業施設のほう２か所、計３か所でテスト販売会を実施することに変更したところでございます。今後も引き続き参画企業の声等を含めながら、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。

海外販売開拓を目指す企業を対象としたセミナーと、あとDONKI MALL THONG LORの事業、以前伺いまして、実績と、あと商業施設の今のバイヤーの商談会とかそうい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ったものが含まれていると思うんですけども、それらも含んで7年度と8年度の予定というのも含まれているという認識でよかったですか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 そういう認識でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

タイ・バンコクには2019年に会派でも視察を行っておりまして、区内の事業者の海外販路展開についても応援していきたいと思っております。事業者支援につながる支援を引き続き行っていたらよいように、私たちも見守りますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上ですね。

富永委員。

◆富永龍司 委員 224ページで、ちょっと産業経済費全体で話します。

執行率で90.8%となっているんですが、実際ちょっと見ていると、何だ、ごめんなさいね、中小企業融資が、これがほとんど大きくて、これを外すところの予算というのは13億9,209万5,000円になって、執行した分が10億4,427万8,000円で、執行率が79.3%ということになってくるんですね。やはりさすがにちょっと少ないなということはあると思います。ちょっと産業全体についてもあまり今後語る機会がなくなってしまうので、少し語らせていただきたいと思います。

いろいろな意見があって、オーバーツーリズムの問題とか住民の問題っていろいろあるんですけど、台東区の土地というのほとんどが商業地であると私は認識しています。8割強かな、8割ぐらいあるのかなと思っています。台東区というのは商業のまちで、やはり産業の発展なしには台東区も発展しないし、要は住み続けられないと私は思うんですね。私自身も長年代々この台東区に住んで、私の子も孫も全部台東区に住んで、今後住み続けるためには、産業が発展していかないと、やはりとても住み続けられないというのは私の思いです。

そんな中で、やはりこの年度、TAITO COMPASSつくっていただけてとてもいいものができました。ただ、つくっただけで、やはり絵に描いた餅ではしょうがない。じゃあ、実際実行に移していただかなければいけない。今全体の世の中を見ていると、やはりずっとIT、DX、AIとどんどん新たなものが変わって行って、新たな産業革命の時代なんじゃないかと思っています。これは大企業も本当に変わってきている。多分、家電メーカーが家電やめちゃったり、元あるフィルムメーカーもほとんどフィルム売らないで違う事業になったり、本当に大企業は本当に変わって生き残りのために必死に頑張っている。こういう流れがやはり中小企業にもこれから来ると思っているんです。やはりそこがなかなか難しい。

台東区を見ていると、上野、浅草、谷中も蔵前も本当に景色がここ何年で変わってきました。今までにないぐらい変化が起こってきたんじゃないかなと私は感じています。ただ、その中で台東区というのは、変わらない部分が残っているからこそその魅力がある。全部が変わってしまったら、よその大きな大都市と何ら変わらないまちになって、うちの区には魅力がなくなって

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しまうと思うんですね。やはりそういったことはまちには、ただ、なかなか古くからやっている店が簡単に変われるのか、商業が変われるのかと。やはりA Iの導入等々で本当に変わるのか、それをうまく導入するのか、この辺をしっかりと指導して区が先頭切ってうまくやっていけないことには、私は続いていけないと思うんですけど、その辺どうですかね。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま委員からお話がありましたとおり、区内産業、本当に多彩に魅力な産業があふれている地でございます。その中での変わらない部分、また変わっていかねばならない部分というところは、事業者の皆さんは多く抱えているところであるとございます。産業の流れ、地域経済の流れというところは、本当に流動的なところがございまして、そのときそのときの時流を台東区、また産業振興事業団ともに早期に察知をいたしまして、それを事業者の皆様に変えていくというところの努力というところを引き続き努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 ありがとうございます。ちょっと厳しく言えば、先ほど松村委員から何か観光下がって、売上げ下がってもいいみたいな発言あったんですけど、私はとんでもない発言だと思っています。これから働き方改革、労働時間の問題、従業員の賃金を上げなければいけない、環境を上げなければいけない、そんな簡単じゃないんですよ。売上げ下がって銀行が許してくれるんでしょうかね。そんな問題じゃないです、やはり。そこはしっかりやっていかねばいけないと私は思っていて、やはり浅草などを見ていると、長年やった店がぽつぽつ廃業しています。正直言えば私の親戚のそば屋、今月やめます、55年かな、続いたけれど、今月で廃業します。決して皆さんが言うほどよくはないんです。やはり働き方の問題、従業員の問題とかいろいろな課題が出て、ただ売上げだけじゃないんですけども、続けていけないという時代は来ている、やはりそこはどうやって変わっていくか、本当に大切だと思うんですよ。

先ほどそれ全体はそれで、ちょっと先ほどふるさと納税、田中委員からさんざん言われちゃって困っているんですけど、区長が先陣切って反対していらっしゃる。これは私も区議会議員としては物すごくこの税制というのは不条理であるということは理解はしています。理解はしているんですが、台東区全体で見ると、インバウンドという声は大きいんですけど、国内の観光、近隣型の方がやはり多くを占めているんですよ。そして田中委員が言ったように、台東区に愛着があってファンがある。浅草などで修学旅行の子たちにたまに聞いていると、どこ食べに行くのと言うと、大黒屋さん行きますって言ったりする。何でって言う、やはりおばあちゃんが私、若い頃、食べに行ったのよって言われて、あなたも食べに行きなさいって言う。これ本当に大事なんですよ、やはりこういうことが。その中でいろいろな意見があるの分かっていますが、やはりある制度はしっかり使って何かしていくというのは、私、商人なんで、商人としては当たり前だと私は思っているんですね。なんで、ここの制度において、台

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

東区になかなか地場産業とか産業、物が、なかなか特産品が少ないのはもうしょうがないので、やはり先ほどいろいろありましたけれど、台東区に合ったやり方があると思うんで、そこはちょっと前にも質問、意見は言ったこともあるんで、総括で聞かせていただきますんで、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 ここで、文化振興課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 先ほど文化費の高森委員のしたまちミュージアムにおける展示に関しての私の答弁の中で、2点ほど訂正をさせていただきます。

まず1点目が、1階の展示の中で季節展示を12回やっているとお答えをいたしましたけれども、季節の行事に応じて展示をしているということで、必ず年12回ではないというところを申し添えさせていただきます。

2点目でございます。2点目が、3階において企画展の中で年4回とお答えをさせていただきましたが、一部は年度をまたいだりするということで、年3回に訂正をさせていただきたいと思います。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありません。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

理事者が席を交代いたしますので、少々お待ちください。

（理事者、席を交代）

○委員長 第7款土木費については、項ごとに審議いたします。

第1項土木管理費について、ご審議願います。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 土木管理費について2件伺います。

231ページ、3番の自転車安全利用促進のところで2点です。

まず、1つ目で、幼児用ヘルメットの配付について伺います。

区では、現在、区内在住で1歳の誕生日を迎えたお子さんにヘルメットを無償で配付しています。子供の安全を守るための大切な取組だと思い評価しています。一方で、せっかく配付しても、実際に使っていただかなければ安全にはつながりません。現在本区では、赤と青の2種類のみでとてもシンプルなものになっております。私も少し調べてみたんですが、SGマークつきのものでもアンパンマンなどのキャラクターだったりパステルカラーでかわいらしいものからカラフルなものまで様々なデザインがありました。私自身もこうしたものを選べたらいい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なと感じました。例えばなんですが、希望する方は差額を自己負担して別のヘルメットを選べるとか、安全性を確保した上で選択肢を広げることはできないのでしょうか、教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 本事業につきましては、令和４年度に交通対策課に事業移管がされておりまして、一定の期間がたっておりますので、見直しを行うよい時期かと考えております。ただ、今委員おっしゃったようなＳＧ規格、安全規格を満たすヘルメットで１歳児用で、あと単価の見合い等もございますので、そういったことを考慮させていただきたいと思いますので、まずはカタログを確認させていただきたいとは思っております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。選択肢を広げるについてお考えいただけるとのことで、うれしく思います。

ヘルメットを無償で受け取れるということは大変ありがたいと思うんですが、その上で、お子さんや保護者の方が気に入ったものを選べれば、日常的な着用にもつながるのかなと思いますので、今後、安全性の確保と、あわせて、実際に使っていただくという視点も大切にしながら、選択肢の充実に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

続いて、その下の自転車安全利用促進実施経費のところになるかと思うんですが、令和８年の４月から自転車の交通違反に対する青切符制度が開始されています。制度開始後の区内の自転車事故の発生状況と取締り及び指導、警告の状況について、開始前と比較してどのような変化があったのか、区が把握している範囲で教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 警察庁が公表している青切符制度開始後の告知件数につきましては、開始１か月後の全国の件数のみが今のところ公表されておりまして、そちらの件数は２,１４７件でございます。こちらの件数は初めての制度なのでなかなか比較することが難しいと思いますが、参考としては、青切符を切る前に警察のほうは、まず指導警告を行うという方針を示しております。いわゆるイエローカードでございます。これは青切符の制度の前から行われている制度でございまして、同じ１か月間で約１３万件でございまして、こちらは前年の１.５倍となっております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。取締り件数は比較ができない一方で、指導警告の件数は増えていると思いますので、台東区では買物や通勤、子供の送迎など日常生活の移動手段としてかなりたくさんの方が自転車を利用されていると思います。交通事故を防ぐとともに、区民の方々がルールを理解して安心して自転車を利用できるようにすることが大切です。引き続き区でも違反となる行為や交差点などでの具体的な通行方法についてや日常の場面に即した分かりやすい周知を進めていただきたいと思います。今現状もやっぴいいただいているのは分かっているんですが、少しでも事故を減らすために、警察とも連携して指導警告で多く見られる内容

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なども今後の啓発に生かすなどして安全な利用につながる取組をお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかどうぞ。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、233ページから235ページになるのかな、ここに載っていないんですけども、自転車政策の中で触れずにはいられないので、シェアサイクルについて伺わせていただきます。

この年度で実証実験を終了して、公助的な事業という形で移行しました。令和8年度の予算委員会でも総括質問させていただいて、高い公共性、行政の支援の必要性等々をご答弁いただいているので、なのでここでは状況の確認だけちょっとさせていただきます。令和7年度及びその後のシェアサイクルの状況、例えばポート数の変化であったりとか事業者数の変化、ほかにも特筆すべきようなことがあれば、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 令和7年度末のポート数につきましては156ポートで、前年と比較しまして10ポートの増となっております。公共用のポートにつきましては、非常にもう充足をしているので、これ以上なかなか増やすことは難しいと考えております。それで、令和7年度は事業者働きかけを行いまして、民有地のポートの拡充について依頼をしたところ。結果としてとある事業者さんにつきましては、浅草の結構中心地のところに大規模なポートを設置していただいたという成果がございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 事業者とかの変化はどうですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま3事業者と提携をしております、そこについては変更がないという状況でございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。変更がないということで、ただ、多分提携していない事業者もいろいろ増えてきているのかなというふうに思っております。ちょっとこの部分、実は自分懸念してまして、事業者数増えているというのは、数年前の国交省のシェアサイクルの在り方検討委員会とかでも上がっていたんですけども、おのこのポートが限られた土地に乱立してしまうような形になってしまって、かえって利用者の利便性が損なわれてしまうという部分が懸念としてあります。国交省のシェアサイクル在り方検討委員会では、何かポートの共有化がなされるのが望ましいけれども、これって事業者間の調整なんでなかなか難しいという部分があるのかなというところで、高い公共性を有しながらも民間事業者の事業でもあるので、いろいろと行政の関わり合い方、難しい側面というのがあるなというふうに感じているんですけども、これまで必要性等々訴えてお話しさせていただいていたんですけども、今後のシェアサイクル事業について、どういった懸念材料があるのか、やはりリスクもしっかりと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

考えていかなければいけないので、その辺どう捉えているか教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 ただいま委員のご発言の中にもあったとおり、区が3社と提携をしておりますが、提携をしていない2社が非常にシェアを伸ばしているところがあるかと思えます。ユーザー数が今後分散をしていくということも考えられますので、区の協定の相手方ですかね、締結の在り方等についても随時見直しを行っていく必要があると、そのように考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。本当シェアサイクル、広まり方によっては本当に自転車の個別保有というところが必要なくなったりして、自転車自体の絶対数の減少、ひいては放置自転車対策につながっていくというのはもう間違いないものだと思っております。高い公共性を有していることは間違いないので、いろいろ各事業者ですとか国交省ですとか都とかの動向に注意しつつ、こういった今懸念材料もしっかりとご認識いただいているので、そういった部分も注意して進めていただくよう要望して終わります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 自転車関連でこの決算年度の10月から総合自転車対策という形で全面的に民間事業者へ自転車の管理運営というか、そういうものを、放置自転車対策を委託したという年で、画期的な年でありました。非常にシステム化されました。

資料23ですけれども、この数字見ても驚くべき撤去数ですよ。2倍から3倍で、この影響というのはどういうふうに関内に出ているのか、これについて、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 駅前を中心とした放置自転車については、目に見えて削減がなされているとは認識をしております。その一方で、特に導入当初、自転車活用推進計画のパブリックコメントでも多くの意見をいただいたとおり、苦情も大変多い状況ではございました。この間、台東区議会の皆様や、あとは地域の商店街の皆様などのご協力もありまして、次第に浸透はしてきているという状況ではございますが、引き続きご協力を求めていく必要があると、そのように考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 両面あるんですけれど、しかし、非常に区民全体に警戒感が広がって、だからそういう点ではやはり自転車に対する認識が大きく変わったという点では功罪いろいろあるなど。

ただ、功罪という言葉もおかしいんですけれども、例えば私一番ショックだったのは、放置自転車のこの事業ということだけじゃないんだけれども、某浅草のスーパーって、言ったらいいですね、その真ん前のところがコーンと、あと何ていうんですか、ガード、あれでですね、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それまで沿道のところに何ていうのかな、あれ何ていうんだ、歩道のところに腰かけられる、ガードのところにちょうどこういう何ていうんですか、先ほど松尾委員からもありましたけれど、高齢者がいつとき腰かけるのに物すごく最適なガードがあったんですよ。確かにあそこにならずと腰かけられたら困るというのも分かるんだけど、しかし、ああいうふうに物々しいガードをされて、それは自転車はもちろん置けませんよ、あれじゃあ。だけれど、じゃあ、そのスーパーで今までちゃんと管理している従業員さんいるんですよ。だからむしろ管理している従業員さんにスーパーと連絡また取りながらやっていただいて、ああいう何ていうのかな、ただショックドクトリンじゃないけれどね、あれは高齢者からとってみたら、私たちは座っちゃ駄目なんだという、そういうアピールを物すごくした。だからその辺の地域の方から数人から言われました、あれは高齢者をじゃけんにしていると。そういう点では何でも行き過ぎというのは非常にマイナスの問題が出てくると。

中にはやはり高齢者、障害者、あるいはこの間、私立幼稚園PTAとの懇談会では、そういう子育てのお母さんがほとんどでしたけれども、そういう意見もあって、もちろんそれは駄目なんですよ、違法なんだから、これは当然駄目なんだけれども、しかし、何とかもうちょっと例えばエリア管理をもう少しするとか、あるいは事業者、先ほどのスーパーもそうですけれども、事業者、あるいはある高齢者はスポーツ施設、こういうところがちゃんと設置をしていない、あるいは管理に責任を持っていない。こういう問題というのは、もっとやはり並行してやるべきじゃないかと私は非常に思うんですね。

そういう点では、やはりこの間、特に障害者や高齢者で、高齢者が本当に昨日の高齢福祉でも言いましたけれども、歩けないけれども、自転車は乗れるというこういう人が、私もびっくりするほど多いんですね。そういう点では、自転車というのは本当に暮らし、あるいはツールなんですよ。そういう点で何とか外出機会の創出のために、そういう点ではできる対策というののもうちょっとないのかということもどかしいんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 昨日の介護保険課長のご答弁のとおり、警察に確認をしたところ、特例を認めるということは、そういった制度はないという回答がありましたので、所管としてできることは、やはり駐輪施設を少しでも充実させることと考えております。

もう一方で、ただいま放置自転車の台数が大分減少してきたことを踏まえまして、受託事業者には声かけをもっと重視するようということも申し伝えております。そういった取組を少しずつ続けまして、皆様に受け入れていただける放置自転車対策を推進してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひその辺具体的に、特にあと事業者責任ですよ、その辺のところはご指導いただきたいというふうに思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 あと、時点……。どうぞ、どうぞ、自転車なんだけれど、次、シルバーに移ってしまう。

（「私も自転車関係で」と呼ぶ者あり）

◆秋間洋 委員 じゃあ、ちょっと言わせてもらっちゃっていいか。

○委員長 先にやっちゃったほうがいいですね。秋間委員、あと1問。

◆秋間洋 委員 実は今度の総合管理計画によりシルバー人材センターの仕事、これが再委託という形になって、一次委託の先が全部委託料という形になりました。それで、ここから再委託という形でシルバーに行くという形なんですけれども、その委託料がどのぐらい、シルバー人材が受ける委託料というのが幾ら、受託料か、どのぐらい減ったのかということと、駐輪場に従事するシルバーの会員さんというのが何人ぐらい減ったのかと、これについてお伺いしたい。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 まず、金額につきましては、令和7年度の再委託届の金額も確認して合算をしますと、令和7年度は約1億2,700万円で前年度より約2,600万円の減となっております。

もう1点につきましては、区の委託仕様書は人数ではなくポスト数で指定をしております、導入前が75ポスト、導入後が48ポスト、27ポストの減でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今は7年度と今の数字はどこどこをくらべたんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 7年度と前年の6年度との比較でございます。

◆秋間洋 委員 比較ですね。分かりました。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そうすると、これは半年だけは全面的にシルバーに委託していた時期、業務は少し別な部分あるんですけれども、と比べると、私、大体今2,600ですけれども、まず全部シルバーがやっていたときから今の再委託になると5,000万減っているんですよ、5,000万。これは相当なシルバーの雇用に影響しています。例えば3人の時間帯がなくなり、1人にされて従事する時間が減ったという、そういう声、収入が半分になったという高齢者、あるいはこの委託会社の制服を着ることを、これはこういう契約になっているようですから、しかし強制されたと。これでは誰に雇われているのか分からないと。現場では区の見回りや聞き取りもシルバーの現場巡回もなく、委託会社ですよ、芝園開発ですよ。もう本当にこれで産業になっちゃっていますから。その指示ばかりと。区やシルバーの顔が全く見えなくなったと。これが現地の声なんですよ。これはうちの鈴木議員がこの間も偽装請負じゃないかと言ったけれど、実態的にはそれに非常に近い状態というのがある。別にその問題を今日は問題にしようというふうに思っていない。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とにかく今回自転車の問題で総合対策を取って、功罪いろいろあっても、しかし少なくとも高齢者の雇用に大きな影響を与えたということは、これはこういう事業やるときの影響評価というのは、会計年度職員のときの大量解雇の問題、通知の問題、私おとと言いましたけれども、やはりこのようなのは激変緩和をしないと、今回、激変緩和も多少やっているようだけれども、というのはあるんですけれども、この辺の視野というのはなかったんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 今回の総合自転車対策の導入と同時に、これまで紙台帳で管理をしていました受付業務を全部電子化をしていること、あとは自動精算型のラックが導入が進んでいること、あとは監視カメラの設置も進んでいるというところで、なかなか人が直接やる作業が減ってきたという実情がまずございます。しかしながら、その一方で、放置自転車の撤去台数が増えましたので、警察への照会業務が増えましたので、こちらにつきましては、パソコンの操作に詳しいシルバー人材センターの職員を新たに雇い入れるなどの工夫も行っているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひその辺は雇用の問題はやはり大事にしてほしいなと。ただこれね、逆に今度は働いている人じゃなくて、区民からの声を少し拾うと、駐輪場に誰もいなくなる時間が大幅に増えたと。これは皆さんも実感されていると思うんですね。防犯上、怖さを感じると。先ほどカメラがあるから、確かにね、それは担保しているのかもしれない、ある程度ね。以前ならラックには私が載せるから置いておけばいいよという、そういう高齢者などが持っていけば、そうすれば、私が代わってやってやるよってね、結構私などもやってもらったことあるんですね、結構載せる。そのような触れ合いがあったのになというようなこともあります。ですからそういう点では、やはり一つの施策を大幅に変えて、これはこれが間違いだというふうなつもりはありません。しかし、影響が出るというところはよく考えて、これからの施策も自転車に限らず進めていただきたいということは、これを例にちょっと言いたいと思います。以上です。

○委員長 自転車関連どうぞ。

(「放置自転車で」と呼ぶ者あり)

○委員長 自転車関連で。

松村委員。

◆松村智成 委員 短めに。今ちょっと放置自転車の部分、少し戻らせていただきます。先ほど秋間委員がおっしゃっていた放置自転車の関連の取締りと申しますか、これについては非常に言葉を選ばなければならないというのは私も分かっていますし、といったところでも、それでも強烈的な取締りを行ったことで、放置自転車の減少に寄与したのはすごく評価しています。本当にありがとうございます。しかし、一方で、事業者責任でもあるんでしょうけれども、外注を頼んでいる指導員さんが近隣住民とか地元の店舗とトラブルを起こしてしまったという事

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

例は私のところにも届いておりまして、その部分については何ていうのかな、ちょっと言葉選んで言いますと、何ていうかな、例えばトラブルがエスカレートしてしまって、暴力事件だとか暴行事件に発展したケースがあるのかどうか教えていただきたいのと、あと、先ほど課長からのところでご答弁あった声かけ対応を今後考えていただけるということは非常に望みが高くなってきたなというふうに思うんですけれども、その点踏まえて、今まで大きな事件、事故になってしまったケースがあるのか教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 まず、区に報告されているケースは1件ございまして、こちらは自転車の指導の際に、警告シールを貼った後に、このシールを貼ったのはおまえかと声をかけられて、しばらく後ろを付きまとわれて、後ろからどんと押されたというケースが1件ございました。最終的に刑事事件には至らなかったんですが、そのほかにただいま委員がおっしゃったように、店舗側の人と口論になったケースですとか、あと指導、声かけの際に、いわゆる敬語を使っていない、いわゆるタメ口ですねという報告がされておりまして、これは都度、区のほうから指導を行ったところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 実際、私のところにもどちらか分からないけれど、手を出した、出されない、どちらが先だというようなお声は届いています。実際、私のところで届いた、全部は所管のところには届けてはいないのですが、何ていうかな、これは駄目なものは駄目だから、柔軟な対応とか言わないけれども、ただやはり声かけの対応だとか、あと正直言葉遣い含めた厳格な指導を強く求めて、ぜひ今後も頑張っていただければなというふうに思います。

また、ちなみに1個ちょっとこれだけお伝えしておかなければいけないのが、おうちの敷地内に車輪を入れていたけれども、隣が工事をやっていたから、工事関係者が自転車を出してしまった。それを持っていったしまったという事例が1個ありました。それは課長のほうにご報告させていただいて、いろいろご対応いただいたんですけれども、やはりその部分に関しても今後ちょっとよく写真を撮ったから移動しちゃっていいよというものじゃなくて、いろいろ状況を見ながらやっていただけるようなご指導もいただければなというふうに思います。以上です。

◆ 委員 こういうケースは、今現象が起きているの知っている、皆さん。クレーマーなんだよ、クレーマー。今一番警察で困ってんのは、クレーマーが台東区に四、五人かな、例えば祭りやなどで食い下がってくるんだよ、大体自転車乗っているよ、この人たち。警察もやはり慎重に扱っていて、一番今警察、強請で困っているのは、クレーマー対策なんですね。これはかなり頭のいい、私もずっとそばで聞いていたんですけれどね、警察官よりちょっと上のやつかなって感じの言葉を使う。これがね、どうしようもないクレーマーが今世の中に数人いることを頭に置いたほうがいいと思います。多分我々、バッジ組も付け回されているかも分からない。これね、いますからね、必ず。クレーマーですからね、普通の人じゃないですから。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ということで、以上申し上げて、終わります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 関連で、自転車撤去の話、私、仙台に住んでたんですけれども、仙台はもう毎日撤去のトラックが走っていきまして、やはり音を鳴らしているトラックが走るんですよね。要は自転車の持ち主と自転車が一致しないんで、どうしても持って行ってしまったときに、いつから始めたか分からないんで、音鳴ってずっと走っているから、ああ、今日もやっているなどいうので皆さん止めなくなってくるというふうにやっていますので、参考として考えていただけたらと思います。

○委員長 ちょっと一回、自転車関連まだありますので、一度……。

(発言する者あり)

○委員長 うん、一度いいですか。

(発言する者なし)

○委員長 じゃあ、昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時ちょうどに再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時01分休憩

午後 0時59分再開

○委員長 ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

○委員長 先ほどの続きで、自転車対策関連で質問がありましたら、どうぞ。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 235ページの総合自転車対策のところなんですけど、各委員からいろいろご意見が既に出まして、この対策のいいところと、また、ちょっとデメリットになっているような部分と両方が混在しているというふうに私も感じております。

放置自転車の数は確かに減少をいたしました。そして、放置自転車をちゃんとした駐輪場に置いてくださいというような指導も大事だとは思っておりますが、実際に駐輪場にちゃんと移動して止めてくれる、そうした数は増えているのかどうか、そこをまず教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 お答えをいたします。

自転車駐車場の利用状況につきましては、まず、月ぎめの定期利用につきましては、こちらにつきましてはもともと満杯に近い状態で、キャンセル待ちが多いという実情から、利用率自体はあまり増えていない状況でございますが、1日利用のほうにつきましては、現在の利用率が86.3%で、前年と比較して2.4ポイントの増となっております。全体としては微増ではございますが、放置自転車の解消が進んでおります御徒町のパンダ広場の自転車駐車場等については10ポイントの増と、大きな増につながっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 やはり自転車は便利に皆さん使っておりますので、なるべく駐輪場に入れてくださいと言われて、私たちもなるべくそうしようと思うんですが、駐輪場自体がもう満杯だったりすることもありますし、それから、言ってみたら、私の力じゃとてもこの2階の上まで上げられないんですよね。そうすると、結局使えないと。あるいは今まで人がいたところがなくなったというのももちろんあろうかと思いますが、やはり駐輪場に入れてくださいとお願いするからには、そのスペースが誰でもが使いやすい状態になっていないと意味がないと思っております。

そこで、その駐輪場、現在あるところを使いやすい状況に改善するということは考えているのかどうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 現在の自転車駐車場で特に2段式となっているところにつきましては、やはり上げ下ろしが困難という声を多くいただいております。こちらにつきましては、いろいろカタログ等を参照しまして、上げ下ろしに力のかからない自転車ラックへの入替えも含めて検討を行っているところでございます。

さらには、新たな駐輪施設の拡充も必要かと考えております。私どもとしては、できれば地上階に造りたいと思っておりますので、様々な主体と相談・協議等を行っているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 その浅草通りのところに駐輪できるスペースがありますよね。あそこは入れやすいんですよ。ちょっと高くなっているけど、あのぐらいだったら私でも何とか入れられると。そういうぐらいのね、そのぐらいの簡単な力で上げられるぐらいのものでないと、これから高齢社会が進んでいきますので、皆さんが使いやすいようなことをぜひ進めていっていただきたいとお願いしておきます。以上です。

○委員長 富永委員、関連で。

◆富永龍司 委員 232ページの自転車駐車場運営、放置自転車の対策については、皆さんとうとう意見がありまして、やはり繁華街等々、浅草なども強化されていまして、私などもいろいろな声、実際、私、担当の委員長で、家族から、親戚から嫌われていますけれども、歩行空間とか等々を考えれば、致し方ないのかなという思いもあります。

そんな中で、自転車の運営で、今これだけの数があって、これ、各いろいろな駅にできてきています。そこで、私ももう当選以来の思いなんですけど、唯一ない駅があるんですね、田原町駅です。これ以外の駅には全部駐輪場もできたんで、ここはもう当選以来の思いなんです、そこは総括で聞かせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 土木管理費、ほかにどうぞ。土木管理費、よろしいですか。

(「駐車場・・・」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 もちろんです、はい、新たに。

松村委員。

◆松村智成 委員 234ページの観光バス等駐車場運営及び235ページの観光バス駐車対策について伺います。

これについては、初日の歳入でもお聞きしましたが、駐車料金の改定により膨大な増収があった反面、高い駐車場代を嫌ったバスが周辺の生活道路でアイドリング待機をしているという状態を目の当たりにしてきています。この歳入に計上されている対策費、委託料等において、増収分に見合うだけの区民の生活環境を守るための巡回や誘導員が十分に強化され、還元されているのか、改めてここで確認させてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 7年度の監視員のポスト数ですとか、指導の件数については歳入でお答えをしましたので、重ならないようにご答弁をさせていただきますと、7年度の実績に引き続きまして、8年度にさらに増員を行っております。例えば監視員につきましては、2ポストから3ポストの増等を行っているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 少しずつ改善していくということは期待はしているのですが、ただ、増収分を一般財源として喜ぶんじゃなくて、やはり迷惑駐車から区民の安全と環境を守るための防衛費として徹底して、ここについては予算を投じていただいて、パトロールの充実に還元していただけるよう要望して、この件は終わりたいと思います。

もう1個、よろしいですか。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 続きまして、235ページ、12番の道路監察について伺います。

道路や歩道に面した私有地から樹木の枝や植栽が大きく飛び出して、通行の妨げになっているケースについてお聞きしたいと思います。

通報の都度、区の担当の方が現地に赴いて、所有者に話してくれていることは認識しておりますが、また、そのご苦勞には大変感謝しております。しかし、区からの度重なるお願いに対し、全く切ろうとしないとか、履行しない所有者が一定程度いることには、ちょっと正直、私も驚いております。

区として、こうした放置とか不履行に対して、指導や権限において、不便や限界を感じることはないのか教えてください。

○委員長 道路管理課長。

◎三宅哲郎 道路管理課長 松村委員からご質問いただきました、民地から区道上に越境している樹木についてですけれども、道路管理課では、巡回パトロールですとか、住民の皆様からいただいた通報などによりまして、歩行者や交通の支障を来すおそれがある状況を確認した場合には、所有者や管理者に対して植栽を切除するよう指導を行っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

大半のケースでは問題は解決されるんですけども、中には応じていただけないようなケースもございます。粘り強く指導を継続してまいります。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 令和5年の民法改正により、所有者が勧告に応じない場合などは、越境された側が枝を切ることも可能となりました。区の担当者が幾度とお願いしても無視するような悪質なケースがもしあった場合には、こうした法改正も参考にして、道路管理者として対応していただきたいと思います。

これ、何でもここまで言うかということ、通学路の部分でもあるし、それ以外の一般の道でも、植栽がはみ出たことにより歩行者がそこを迂回することによって、車と衝突しそうな事例を目の前で私、見ました。実際、その地域はうちの近所ではあったんですけども、本当にこれは危険なことなので、ぜひ今後も力強いご指導をいただければなというふうに思います。以上です。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第2項道路橋りょう費について、ご審議願います。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 道路、もうこれ全般になるんですが、伺わせてください。

道路上の休憩場所についてです。

わんちゃんのお散歩を含め、日常の外出の途中で少し腰をかけて休める場所は、区民の外出を支えるものになると考えます。私のところにもやはりお散歩の途中で、ずっと歩いているので疲れてしまって、座って休みたいとか、わんちゃんの荷物、お水だとか、ふんの始末をするものとか荷物を持っていらっしゃったりするので、それをちょっと置きたいだとか、そういうご要望が届いております。

道路上へのベンチの設置について、区の基本的な考え方と設置に当たっての主な課題を教えてください。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 お答えします。

道路上にベンチを設置する場合、原則として、東京都福祉のまちづくり条例の基準により、ベンチに人が座った状態の幅1メートルと車椅子同士が擦れ違える幅2メートル以上を確保することと定められております。現在、区道でこの基準を満たす路線は限られていること、また、現地の歩行者交通量や沿道住民の理解を得る等の課題はございますが、基準を満たす場合は設置は可能でございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

こちら、いただいた内容を踏まえまして、総括させていただきたいと思いますので、よろし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

くお願いします。

○委員長 関連、松尾委員。

◆松尾伸子 委員 今の高橋委員の話の続きになってしまうんですけども、そうしますと、今3メートル以上の幅員が必要だということで、ベンチ設置の可能性としてですね。この歩道の幅員を満たす道路というのはどのくらいあるか教えていただけますか。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 お答えします。

整備基準の数値というものは有効幅員ですので、実際の歩道幅員は3.25メートル以上必要になってまいります。現在、区道でいきますと11路線、道路延長としましては約4.4キロとなっております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 例えば雷門通りなどを通りますとベンチ設置してありますけれども、あれはどのような経緯で設置されたか教えてください。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 雷門通りの歩道は、平成15年と16年に東京都のシンボルロード事業に合わせて整備いたしました。当時、シンボルロード事業とは、我が町東京を訪れる個性と魅力を具現化する道路の理念の下、個性豊かで魅力的な道路を整備するものとされており、バス停周辺の歩道を拡幅した箇所に、スツールという一人がけで背もたれがない形のものを設置したということになっております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 またオレンジ通りなども植栽のところにちょっと腰かけられるような、両端にね、そういう一体型のものを見かけたりもします。今基準の法令上の話を伺いましたけれども、やはり高齢者の皆さんや体力に不安のある方は、歩きたいと思ったときに、どのくらいのところで休憩できて、そこからまたどのくらい歩けるのかというような、本当に区民の健康に寄与したというところでのやはり休憩所というのがベンチという形で必要だということをすごく強く思っておりますので、またちょっとほかの所管でも確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 松尾委員、次の質問どうぞ。

◆松尾伸子 委員 よろしいですか。

○委員長 はい。

◆松尾伸子 委員 239ページの6番の街路樹及び緑地帯維持管理というところなんですけれども、先ほど松村委員もおっしゃっていましたが、私の家の近くが柳通りがあるんですけども、柳通りですので、ここのしだれ柳、植わっています。古い、背の高い、そして枝がだらんと垂れているものもあれば、新しく植えていただいているので、背丈の短い、それぞれが、柳通りはとっても狭いですので、本当に歩道も狭い、車道も狭い、何か自転車も通んだけ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ればいけないということで、めちゃくちゃ混在するところなんです。そのしだれ柳が顔にばあっと当たってくるんですね、風の関係で。そのことについて、剪定の機会とか、いろいろちょっと教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 お答えいたします。

柳の木は非常に生育が早いというところもございまして、通常よりは剪定の回数は増やして対応しているところではございます。ただし、今回、顔に当たるとか、そういう部分もございまして、高さ3メートル以下に垂れ下がっている枝等につきましては、頻繁に剪定を行って、歩行者空間の安全に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 ありがとうございます。本当に危ないと思っている区民の方、ちょっとご近所でとても多いので、ぜひ気にかけていただければと思います。

いろいろな樹木、植え替えていただいたり等してはいますが、本当にその樹木によってメンテナンスの仕方もいろいろかと思しますので、ちょっとご苦労されているかと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 街路樹で関連の質問ございましたら。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 資料19と239ページの街路樹及び緑地帯維持管理です。

これは毎回質問させていただいていることですが、やはり日陰をつくってくれる高い木、高木の本数がまた減っています。公園の減り方は顕著なんですけれども、道路もですね、街路樹も同じように漸減傾向が続いています。

そういう点では、やはりもう一度認識ですね、高木が道路面上の熱を下げ、ヒートアイランド、これを冷ます大事な役割があると思うんですけれども、その辺の役割というのに対する認識というのは改まらない、改まらないというか、どうなんですか、認識として。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 お答えいたします。

台東区環境基本計画にも記載があるとおり、舗装面の増加、またはエアコンからの人工排熱などによりヒートアイランド現象が深刻化しているというふうに認識しております。高木の減少のみを捉えて、ヒートアイランド現象と明確な因果関係があるとは言えないと今のところ考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 これは、でも、多くのね、先ほど拝野委員からもあったけれど、仙台とか、もう明確に高木を位置づけて、本数を計画的に増やすと、大体街路樹の3割を目指すとか。ロンドンもそうですけれども、今の地球温暖化の中で、特に体感温度を下げるためには、この高木の役割というのはもう抜本的に世界で見直されているわけで、そういう点で、そろそろ台東

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区も認識を変える必要があるというふうに思いますが、緑率とか、あと緑被率というのは必ず計画、指標を立ててやるんですけれども、樹冠被覆率ですよね、いわゆるね。木が陰をつくる、それが地面を覆う面積の被覆率ですけれども、これは環境施策の面から、指標にするという考え方はないんですか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 環境施策の面からということなので、環境課のほうから答弁させていただきます。

区では、多様な緑を増やしていきたいと考えており、台東区花とみどりの基本計画などにおいて、樹冠の被覆だけでなく、草地や屋上緑化も含む緑被率を、委員ご指摘のとおり、指標とさせていただいております。このため、樹冠被覆率について、現時点では指標とするということとは考えておりません。引き続き現在の指標により緑の状況を確認しながら、樹木も含めた多様な緑の保全、創出に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 その認識を改めていただきたいと。これだけ切られてしまうと、やはり逆行しているんじゃないかと、今、世界の流れからですね、そう言わざるを得ないと。そういう点では、これ以上論争しませんけれども、研究していただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 新たに質問どうぞ。

富永委員。

◆富永龍司 委員 239ページ、4番、公衆トイレ維持管理についてです。

浅草周辺、仲見世周辺には多くの公衆トイレはありますが、やはり観光客の広がりによって、今まであまり観光客がいらっしやらない地域にも増えております。特にこれ、青鹿議員が何回か言っていますが、かっぱ橋道具街などは本当に多くの外国人がいらっしやっていて、特に今週、かっぱ橋道具まつりやっぴやして、日曜日にはパレードも行われるということで、多くの人出が見込まれると思うんですが、あの辺、周辺には公園等々は実はあったり、生涯学習センターがあるんですが、やはり何か外国人の方々だと場所が分からない方が多くて、やはりトイレで困っているという声はずっとあるんで、これ、観光課さんと連携をして、やはりどこにあるのかという何か表示とかができないのかなと、案内ですね、道具街の中に、どっかに。その辺、思うんですけれど、どうですかね。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 お答えします。

委員ご指摘のとおり、来街者が公衆トイレの場所、また公園トイレ等、容易に把握できるよう案内を充実させることは、利便性の向上を図る上でも重要であると認識をしております。そのため、これまでもホームページや一部の案内板を通じて、公衆トイレの設置場所に関する情報提供を行ってまいりました。町なかの限られたスペースに新たに案内板を設置することはな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かなか難しいものではございますが、来街者をはじめとした多様な利用者にとって分かりやすい案内となるよう、引き続き関係部署と連携し、工夫してまいります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 本当は青鹿委員はたしか新たに設置してほしいというのがあったと思いますが、なかなか新たに設置すんのはちょっとハードルが本当に高いと思いますので、やはり商店街の方と連携して、お店の方に、もしあれだったら、案内カードでも何かいうのがあったり、渡せて、ここにあるよと多言語でやっていただければ、そういったことは解決するのかなと思いますんで、よろしくお願いいたします。

次、行っていいですか。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 241ページの私道舗装助成で伺います。ちょっとここしかないんで、ここで聞きます。

せんだっての台風のときの大雨で、浅草の西参道のところがちょっと浸水しまして、私も見てびっくりしたんですが、あそこ、下がウッドなんですけれど、木で敷き詰めているんですけど、あの木が全部浮いちゃって、ぷかぷか泳いでいるんですね、全部外れて。そういうふうに置いてあっただけなのか、私分らないですけど、それちょっと本当に、浮いてしまうんだというぐらいびっくりして、翌日に見に行ったら、ちゃんときれいにまた、皆さんが並べ替えたのかな、きちんと直っていたんですが、あそこは私道なんですよね、場所が。いろいろ言うんですけど、あの周辺の周りの道路の環境が変わった。変な話、砂利が砂利じゃなくなって、アスファルトになったんで吸い込む面積も減ってしまって、どうしてもあそこに流れる量が、地下に入って流れる量が増えた。昔からあそこちょっと弱いのがありまして、ここは、だから私道なんで、やはりちょっと商店街の方と、あと地主さんと協議して、どうしていくのか。やはり今後、長雨のたびに毎回毎回あれで外れて、床が浸水してしまうんじゃ大変だと思いますんで、この辺というのは難しいとよく分かっているんですけど、いかがですかね。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 お答えします。

今、委員のご指摘のとおりなんですけれども、私道、私有財産でありますので、その土地の所有者の方ですとか、そこでお住まいの方、ご商売されている方、そういう方たちに維持管理をしていただくものとなっております。そのため、まずは、区のほうに整備のご相談をいただくということが必要になります。相談があった際は、お困りの方々の話を丁寧に伺いまして、相談に対して親身に寄り添った対応を心がけ、区がお力になれるよう努めてまいりたいと思います。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 本当に難しいのは重々承知の上ですけども、やはり最近大きな雨が降る量が増えてきて、そのたんびにというのも、見ていて、こちらも近隣なんで、大変気になるん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私も241ページの防犯灯助成についてお聞きいたします。

区のほうから私道に対しての電気代ですとかもろもろの補助をしていただいています、非常に、町会の役員をしています者としてはありがたく思っておりますので、本当に助かっております。

その中で、やはりこの私道の防犯灯というのは非常に狭隘な道、要するに路地ですよね。路地に多く、設置していることが多くございまして、やはりこの防犯灯を設置することによって、犯罪が未然に防がれているということは十分認識しておりますし、多大なる貢献をしてくれているというふうに考えております。

その中で、今、私道の防犯灯なんですが、よく見ますと、本当に老朽化、また蛍光灯を使ったようなものが散見されるわけですが、ご承知のとおり、水俣条約によって、本年12月31日をもってして電球型の蛍光灯ですとか、コンパクト型蛍光灯が製造禁止、もしくは輸出入禁止になっていくということであり、また、このような直管型の蛍光灯も来年の12月31日をもって、2027年ですか、2027年、来年の12月末日をもってやはり製造、それから輸出入禁止ということになってきますと、各町会の電灯に、買換えですとか、そういったものも促進されるんじゃないかと思っております。

そこで、お分かりになりましたら、町会の電灯が、LED化がどこまで促進され、分かんなければいいです、されているのか、それから今後このことに関して、区としてはどのような取組を考えていらっしゃるのか教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 お答えします。

令和7年度末現在で、民有灯の助成対象が1,964基となっておりますが、こちらは商店街灯も含まれておりますので、1,964基のうち1,616基が私道防犯灯でございまして。そのうちのLED化されているものが773基、蛍光灯が843基残っているということになっております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 ちょっと私が想像した以上にまた多いのかなというふうに思わせていただきました。

小さな電灯なんですけれども、買換えをする工事費込みですと、凸凹あるんですけれど、1台約10万円ぐらいかかるというような話も実は聞いたことがございまして、1台10万といいますと、町会は、マンションがたくさん今建っていることによって、町会費を払っている中から、一軒家が何軒もなくなっていくと。そうするとやはり町会としては、町会費が入ってこないということで、財政というか、町会の財政がちょっと圧迫されている。それに対してまたこの1基10万円というのは非常に負担が大きいと。各町会もそうですけれども、大体1つの町会で4台、5台、多いところはやはり10台以上ということになると思うんですが、この辺の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

助成についてはどのようにお考えかなと思いますので、教えていただけますか。

○委員長 土木課長。

◎高杉孝治 土木課長 防犯灯助成につきましては、各町会を窓口助成を行っているため、現在、全町会を対象に、私道防犯灯の新設、また老朽化したものの交換、それとLED灯への取替えを区のほうで助成しているということを周知を図るため、ご案内の文書を各町会さんにお送りさせていただいております。なので、今後も引き続き助成制度の活用を促進してまいります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 承知いたしました。

販売はね、在庫はまだあって、それは販売していいということですけど、私ごとで恐縮ですけど、先月、自宅の電球を全て、東京都の助成金を使ってLED化させていただいたんですが、まだまだ一般家庭も蛍光灯を使っているところが多いんじゃないかと思います。そうすると、やはり買いだめ等をするということも多かろうかと思うので、こういうこと等を防ぐためにも、町会のLED化の促進に向けて、今後一層また頑張っていただきたいということをお伝えして、質問を終わります。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第3項河川費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第4項公園費について、ご審議願います。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 ベンチの設置の可能性について、最後の質問をさせていただきます。

公園のベンチについてですが、区内の公園、児童遊園、ポケットパークなど様々ございますけれども、区内でやはり子育て中の方とか高齢者が日常生活の中で休憩する場所という視点では、公園内のベンチがどのようになっているのかということを確認したいというふうに思っております。配置や設置数などを、この高齢者や障害のある方や子育ての親御さんたちのことを視点に置いて、どのように考えられているかということをお教えください。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 お答えいたします。

現在取り進めております魅力ある公園整備におきましては、整備前よりベンチが多くなるように、またスツールを増やすように進めているところでして、ベンチにおきましては、地元町

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

会の意見等も踏まえながら配置をしているところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 今本当に公園もとてもオープンな形になって、入りやすい雰囲気がある公園が、山伏公園とかありますけれども、公園の中に入るのがちょっと敷居が高いなと思っている方もいらっしゃるというのは確かなんですね。やはり公園の入りやすい位置にベンチを置いていただくとか、本当隣接する道路に置いていただくとかいう小さな可能性の積み重ねでベンチを少しでも増やしていただきたいなというふうに思っております。

これはもうぜひそういう様々な視点を入れて、横断的に考えていただきたいと思っておりますので、総括させていただきます。以上です。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 248ページ、魅力ある公園の整備について、短く、ちょっと1点だけお伺いします。

工事費として計上されている千束公園の再整備工事がこの夏に完了しています。水遊び場を造っていただいて、私もこの夏、何回か子供を遊ばせに連れていきましたが、暑くて、ほかの公園では遊んでいる子ほとんどいない中で、千束公園に関しては多くの子供たちが水遊びをしていて、もうこれ、造っていただいたことに大変感謝しているんですけども、その際に、ほかの保護者の方々といろいろな話を聞いて、それで、子供たちともいろいろ話をしてみると、いろいろな貴重な意見を聞くことができました。

その辺の1件1件、細かいことに関しては別でお話もさせていただいているので、そこ、細かい話はいいいんですけども、ただ、そこですごく感じたのが、そういったできたばかりの公園に対する意見というのはすごくポジティブな感想が多い中で、さらにそこをよくするためのヒントというのはすごくいっぱい隠されていると思っていて、今後の公園整備に生かすことができるよなと思っていまして、まさに松尾委員が先ほどおっしゃったような部分とかも、恐らく改修が終わった後にアンケートを取ると、例えばこういったところをもっとこうしたほうがよかったよねみたいな話も多分出てくると思うんですよ。

そういうふうになると、例えばQRコードとかを掲示して、スマホで行える簡単なアンケートとかを取ると貴重な意見が拾えると思いますし、またポジティブな意見も多いと、公園再整備に関わる職員たちのモチベーション向上にもつながると思うんですけども、そういった部分に関して、いかがでしょうか。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 新しくできた公園、完成してオープンした公園につきましては、職員もちょうちよく見に行きまして、直接声を聞いて、いろいろなご意見を聞いているところでございます。

ただ、今、委員からご提案ありましたQRコードを提示してアンケートを回収するというのも一つの手だと思いますので、今後そのような形で検討していきたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。もうやはり一連の公園整備の中で、もうそこをやったら、その公園に関しては終わりで、なかなか、じゃあ、再度手を入れるのが難しいにしても、本当いろいろ台東区中の公園にいろいろな流れの中でつなげていけると思いますので、ぜひしっかりと取り組んでいただければということだけ申し上げて、私からは以上です。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 私も同じく248ページの1番、魅力ある公園の整備でお伺いいたします。

昨年8月に小島公園が再整備されました。新しい遊具、スポーツコーナー、とても評判がいいです。特にスポーツコーナーの設置については、思い切りボール遊びができることでうれしいというお声をいただいておりますが、そこでお聞きします。

スポーツコーナーの利用についてのルールや管理状況、あと、野球を例えばした場合に、球を打ったときのバットの音とかでちょっと苦情がないか、その辺について教えてください。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 スポーツコーナーの運営につきましては、設置されている地元の町会さんともご協議させていただいた上でルールをつくっております。現在、小島公園で申し上げますと、朝の8時半から7時までの利用ルールの中でご利用いただいているという中で、トラブル等ないように、24時間の巡回警備、こちらも見回っております。

また、騒音に関しましても、近隣からの苦情は届いておらず、皆さんルールを守って使われているのだなという認識でございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 苦情がないのはとてもよかったと思っています。

今後、柳北公園にスポーツコーナーと水遊び施設が設置されることになりましたけれども、水遊び施設に関しては、千束公園と同じものを設置するのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 水遊び施設をまず設置する方向では動いていますけれども、まだ具体的に何を置くかというところまでは決まっておりません。現段階では、あくまで最新の噴水型というものを考えておりますけれども、引き続き研究をして、よりよいものを導入できればと考えているところでございます。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 了解しました。水遊び場については、やはり先ほど田中委員もありましたけれど、とても利用する子供たち、保護者の方たちからご要望ありましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

スポーツコーナーについては、南部地域にないということで、以前から設置を要望しておりました。昨年の小島公園に続いて、柳北公園に設置されたことが決まったことは高く評価しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、ちょっとスポーツコーナーの設置場所については、柳北公園入り口の隣にはマンションもありますので、一応その騒音等に配慮して検討していただきたいと要望しておきます。

○委員長 続いて、松村委員。

◆松村智成 委員 246ページ、(1)公園清掃費における廃家電処分料について伺います。

先日、所管の課長に確認したところ、これは一般的な粗大ごみとは別枠で、公園内にテレビや冷蔵庫といったいわゆる白物家電が捨てられていた際の処理費用とのことでした。家電リサイクル法で適正処理が義務づけられている大型家電が公園に捨てられている事態について、区は、これは個人の単なるモラル低下によるものと見ているのか、あるいはリサイクル料金を逃れようとする無許可の違法回収業者などが組織的に投棄しているものなのか、投棄の実態をどう捉えているのか伺いたいと思います。

また、参考までに、今、私が申し上げたもの以外にどんなものが違法に投棄されているのか教えてください。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 まず、投棄の実態につきましては、今行われているのが、例えばテレビでしたら、テレビが1台だけぽんと廃棄されているような状況にございます。そういう観点でいきますと、悪徳な事業者というよりも、個人による不法投棄というふうに捉えております。

また、粗大ごみに関しましては、この白物家電以外に、キャリーケースやキックスケーターというものが非常に多く捨てられているというような状況にございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ちょっとキャリーケースの件はまたいろいろ話が展開してしまうとあれなんで、あれなんですけど、まず、ちょっとこの公園の白物家電の不法投棄は単なる迷惑行為だけでなく、明確な犯罪だと。テレビはもうデジタル家電ですけども。私が強く懸念しているのは、公園や児童遊園という子供たちの遊び場に冷蔵庫や洗濯機のような大型家電が放置される危険性をちょっと危惧しています。中に閉じ込められる事故のリスクだとか、破壊された際に出る有害物質の問題など、子供の安全に直結するものですね。また、こうした大型ごみが放置されることは、ここは捨ててもいい場所だという間違えたサインとなり、ごみがごみを呼ぶような悪循環を生んでしまいます。何より区民の血税で、区が黙って尻拭いしている場合じゃないと思いますし、まず、違法の投棄者を逃げ得で許すことのないように、今後はただ片づけて終わりじゃなく、悪質なエリアには防犯カメラを設置するとともに、不審なトラックなどのパトロール強化、警察との連携による犯人特定と費用請求など、子供の安全と区民の税金を守り抜くための徹底した対応を求めていると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 247ページのペットコミュニティエリア運営について伺います。

令和7年度の登録者数、登録頭数、利用状況など、把握している実績と利用者の方々からどのような意見や要望が寄せられているのか教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 公園課長。

◎村松克尚 公園課長 お答えいたします。

令和7年度の利用状況を申し上げます。まず、登録されている頭数、犬の数ですけれども、1,154頭、その飼い主の方が1,079名、年間の利用頭数につきましては7,417頭になります。

いただいていますご意見・ご要望につきましては、ほかの犬との交流や飼い主同士の交流ができたとか、犬の運動不足の解消できたというような好意的なご意見がある一方で、ウッドチップの劣化、また、雨・風・暑さへの対策、ルールが守られていないというようなことがご要望としていただいているところでございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。

こちらもいただいた内容を踏まえて総括をさせていただく予定なので、お願いいたします。

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第5項建築費について、ご審議願います。

松村委員。

◆松村智成 委員 250ページ、6番の建築調整について伺います。

まず、近年の建築相談の受理件数の推移を確認させていただきます。

また、条例に基づく正式な建築紛争として扱われた件数、この年はゼロですが、何年連続でゼロ件なのか教えてください。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 お答えいたします。

令和5年度197件、令和6年度135件、令和7年度が129件で、減少傾向にあります。

次に、建築紛争の件数です。こちらが、令和4年度の2件を最後に、令和5年度以降は3年連続の0件になっております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 もう今3年連続で、素晴らしいことですが、紛争ゼロという数字だけでは、一見は平和というか、落ち着いているようにお見受けしますが、実際にはもっと困っている人がいるはずで、最後まで相談しても解決には至らなかったケースも実際ありました。一時に比べると、建てる事業者側の対応が、住宅課のご指導もあって、改善されていることはもう評価しておりますが、あくまでもそれは住民が町会などで一体となって交渉に臨んだ際に多く見られることなんですね。実際にあった話ですが、新築による建物の実害というか、もう隣に当たるのが1軒だったときがありました。そのおうちでは希望した対応がなされないケースがあったというのが実は何件かありました。まだいまだに近隣の建物に損害を与えても、逃げていくような事態も、これも確認されています。私のところに情報来れば、泣き寝入りのことのないように全力を尽くしますけれども、そうはいつでも年間80から90棟、たしか建っていると思い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますので、誰にも言えず泣き寝入りしている区民もいるはずですので、区の窓口で本当にそういった区民に寄り添った相談を受け、事態を解決に導いているだろうか、改めて区の見解を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 区民からのご相談には、ご不安な点だったり、ご要望などを丁寧に聞き取りながら、寄り添った対応をしているところではございますが、事業者にもスムーズな住民対応に向けた、どう言ったらスムーズにいくかというところを助言したりですとか、指導やお願いなどを使い分けながら、近隣住民への配慮や誠意ある対応を求めるなど、あくまで中立ではございますが、対応しております。今後とも問題の円滑な解決になるべく資するように、近隣住民と建築主の方の友好的な話し合いを促して、相互理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 孤立して実害を受けてしまっている1軒の区民を全力で守るような気持ちもぜひ持っていていただきたい。中立は中立で分かるんですけれども、やはり区民、もちろん建築主も区民だったりするかもしれませんので、その辺は一応十分配慮していただければなどというふうに思います。

ちょっと昨日の話、ぶり返して申し訳ないんですが、これ、建築紛争予防条例というのは、これまで歴々の先輩たちがつくってきた条例でございます。この条例に守られて交渉という場ができて、建築主との話し合いができるというケースもあります。実は、私を含め、ここにいる議員さんたち、何人も説明会に参加して、究極に厳しい現状に追い込まれても、最後は条例が我々にはあるという気持ちがあって助けられてきたところもあるんです。ここのトラブルにならないようにするには、昨日の話に戻っちゃいますけれども、解体工事での原因が多く確認されていますので、ぜひ住宅課からも環境のほうにもお声をかけていただいて、うまく連携しながら区民守っていただけるようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかにございませんね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第6項都市整備費について、ご審議願います。

望月委員。

◆望月元美 委員 ここで2点お伺いいたします。

まず1点目、252ページ、5番、バリアフリーの推進でお伺いいたします。

JR浅草橋駅のバリアフリー化については課題になっておりまして、令和4年以降、まちづくり勉強会が18回ほど行われたと記憶しております。そこで駅周辺のまちづくりについて検

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

討されていると思いますけれども、地域の勉強会では、浅草橋駅東口のバリアフリー化についてどのような課題認識があるのか教えてください。

○委員長 都市計画課長。

◎松崎晴生 都市計画課長 お答えいたします。

浅草橋駅東口のバリアフリー化については、勉強会において、東口が階段利用を中心としていることから、高齢者や障害のある方、ベビーカーを利用する方などにとって利用しにくいことが課題として挙げられております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ありがとうございます。

今、地域の皆様の長年の要望でもございますし、課題がまだあると思いますので、これについては総括をしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連、秋間委員。

◆秋間洋 委員 バリアフリー、東口ですね、浅草橋の、これは本当に住民の悲願です。

今ちょっとアンケートを私、始めていて、まだ返ってきたのが20通ぐらいなんで即断はできないんですけれども、しかし、切実な声が寄せられています。高齢者からは、もう本当に何とかしてほしいと。あそこ、病院に行くときには、あそこじゃなくて両国に行ってしまうとか、秋葉原までタクシーで行くとか、そういう声というのがリアルにあるわけであります。それについて、到達点というのは、まちづくりの中全体でこれを、この課題解決していくということなんですけれども、バリアフリー、そうすると、いつになるのかというね。高齢者の方たちなどは、私たちが生きている間にはならないのかという、そういう切実な声もあるわけですね。そういう点では、やはり私は、今の技術をもってすれば、可能な部分、バリアフリーって言えるかどうかは別です、基本的にはエレベーターがきちんと都営浅草線とJRと地上と結びつくような、そういうものというのはなかなか、それはまちづくり全体じゃないとできないというのは理解しつつも、私はあれだけ広い幅の階段、エスカルだけですけれども、今エスカルをやったということで、JRは一段落というか、そういう感じに見えるんですよね。それで、あそこの所管がJRの千葉支社から東京支社に移管されたわけですね。だから、そういう点では、今まで千葉支社に私も3回、足運びました。今度は東京支社だな、今回のアンケートを持って、今度行くところは東京支社だなというふうに思っていますが、やはりJRの姿勢、あるいは技術的に、今のあれは駅舎とは言えないんです、駅ビルですけれども、隣接しているビルと言ってもいいんですが、改札口のあるあのビルの構造、こういうところを改善すれば、まずできる、エスカレーターですね。ここのところというのはもう全く無理なんですか。

○委員長 都市計画課長。

◎松崎晴生 都市計画課長 お答えいたします。

バリアフリー化のエスカレーターにつきましては、過去に検討した際に、エスカレーターを

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

設置する場合、既存の構造躯体の補強が必要だということで見解を示されておりますので、設置の可否については詳細な検討が必要となるような状況でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 一回調査して、そのようなことを報告受けています。ただ、さらに日々日進月歩で技術は進んでいるわけで、構造全体というのであればというので、当時大分やったのは、5年、6年前ぐらいですかね、あそこの駅舎というか、駅ビルは大規模修繕やったんだよね。あんときがチャンスだったって当時言いましたけれども、やはり私は情報不足じゃないかと。そういう点では、JRと、あるいは民間の地権者があそこはたくさんいますので、それで、そこやはり情報を交換しながら、浅草橋周辺の、西口も段階的にできたのは本当によかったんですけれども、悲願ですので、これは何とか前にね。もちろんまちづくり勉強会、今度、条例もできましたし、確認団体ですか、このようなのもできて、さらに住民の声が届くというふうになればいいなと思っていますけれども、やはり当面の対策もぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

○委員長 望月委員に返します。

◆望月元美 委員 253ページ、7番、公民連携まちづくりの推進のところでお伺いいたします。

東京都が神田川の堤防の耐震補強工事を計画していると聞いております。神田川の整備は、浅草橋のまちづくりにおいて重要ですので、補強工事に併せて区民が川に親しめるような整備を行ってほしいとちょっと地元から意見が出ております。今後どのような対応をしていくのか教えてください。

○委員長 都市計画課長。

◎松崎晴生 都市計画課長 お答えいたします。

地域の勉強会では、神田川はまちの重要な資源であるとの意見がある一方で、まちと水辺が堤防によって分断されていることや景観や町並みの統一が図られていないことなどの意見が上げられております。今後の勉強会で神田川の整備や活用について、公共的な提案が出た際には、東京都に働きかけてまいります。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 ぜひ地元の皆さんのお声を東京都に届けていただきたいと要望しておきます。

○委員長 続いて、太田委員。

◆太田雅久 委員 254ページ、上野地区まちづくり推進というところで質問をいたします。委員長もしゃべりたいでしょうけれど、代わりに私がしゃべらせていただきます。

○委員長 はい。

◆太田雅久 委員 中央通りの歩行者ネットワークの強化ということ、まずはこれを質問させていただきますが、これまでで3年間、地元の上野まちづくり協議会と区と一緒にあって、人

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中心の道路空間へ再編に向けた社会実験を実施してきました。

まずは、これまでの社会実験をどのように総括してきたのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えいたします。

これまでの社会実験の総括についてでございますが、3年間の取組によりましてエリアごとの歩行者数の変化や新たな人流の創出を把握することができました。また、道路空間活用に関する地域の理解醸成を進めることができたと考えております。

あわせて、これまでの取組を通じて、本年3月、東京都におきまして人中心の道路空間への再編を目指す路線に位置づけられたところがございます。これによりまして、今後は事業主体となる東京都と共に事業化に向けた検討を前進させていけるものと考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 事業計画の最終年度ということではありますが、東京都が絡んでくると、より現実的になってくると思いますので、よく理解したいと思います。

また、それを踏まえて、これから具体的にどのようなことを今年度業務に反映させていくのか、また、今年はそういうことで社会実験は実施しないそうですが、中央通りの取組の進捗、それと今後の展開についてお聞かせください。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 まず、今年度業務につなげていることについてでございますが、検討を進める上で、荷さばき車両や公共交通、それから平日の自動車交通等を考慮する必要があることが明確になったところがございます。そのため、今年度は将来イメージの具体化を進めるとともに、荷さばき車両の実態調査ですとか、自動車交通の抑制方策の検討を行っているというところでございます。

続きまして、進捗状況についてでございますけれども、上野まちづくり協議会の意向を踏まえながら、現行の6車線から4車線に再編する将来イメージについて、協議会と連携し、道路線形や活用イメージを具体化する作業を進めております。また、関係者との意見交換を順次行いながら、協議会と共に来月に開催予定の地元説明会に向けた準備を進めておりますので、引き続き地域の方々と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 道路を止めると、荷さばきの車両のことって出ていましたけれどね、今。物流の車とか、あと、何ですかね、ごみ収集だとか、浅草でも同じような話が出てきましたね。こういうところも気をつけていただくのと、来月、地元説明会というのを非常に楽しみにしていますので、ぜひ期待をしたいと思います。

(発言する者あり)

○委員長 上野まちづくりですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆太田雅久 委員 まだまだまだ、ちょっとまだ次、まだちょっと。

○委員長 上野まちづくりの質問ですね。

◆太田雅久 委員 まちづくりで、上野周辺の都市空間再編についてというところで質問いたします。

9年に上野周辺の基盤整備構想を打ち出すということですので、その内容に大変期待をしているところでありますが、都市空間再生構想の作成に向けて、国、東京都、鉄道事業者などの関係者の合意形成、これ大変難しいことだと思いますけれども、今年度優先的に検討していることは何かありますでしょうか。

また、今年度の検討の到達目標を教えてくださいたいと思います。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 まず、主な検討内容についてでございますが、JR上野駅を起点とした森、駅、まちのつながり方や回遊、滞在の拠点となる駅前広場など、2030年代後半頃の実現を目途とした中期的な都市基盤などについて検討しております。国、東京都、鉄道事業者等と議論を重ねながら、将来のあるべき姿や技術的な検証など、多角的な視点から総合的な検討に現在取り組んでおるところでございます。

続きまして、本年度の到達目標についてでございますが、都市空間再編構想は、令和9年末に詳細内容の公表を目指しておりますので、今年度中にはその骨子を整理したいというふうに考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 これはいろいろ地権者との話し合いというのは、これから先にあります上野駅の再整備だとか、再開発ですね、それからエントランス街区のこともそうですが、今からこうやってお互いに信頼関係を結んでいくという意味では、非常に重要な会だと思いますので、ぜひそれ意識しながら頑張ってもらいたいと思います。

最後に、それともう一つ、公民学連携のまちづくりというところで、先日の産業建設委員会で公民学連携強化に関わる検討状況の報告がありました。上野らしい活動を共創していく目的としたつぐつぐ上野セッション、これが上野のまちづくりにおいて大変重要だと考えています。

この取組の区の役割をどのように考えているのか、また今後の進め方について教えてくださいたいと思います。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。

まず、区の役割についてでございますが、上野らしい活動を共創、展開していく上で、各主体間の調整や公共性、公益性等の確保が重要であるというふうに考えております。そのため、公民学における適切な役割分担の下、多様な主体の人材、ノウハウ、アイデア等を最大限活用しつつ、区が一定程度取組を主導していく必要があるというふうに考えております。

次に、今後の進め方についてでございますが、現在、上野まちづくり協議会などと共に、つ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ぐつぐ上野セッションの継続的な試行開催ですとか、必要な検討を行っております。引き続きそれらを着実に進めるとともに、関係者の合意形成を図りながら、次年度以降、もろもろの調整、それから準備が整った段階で公民学連携体制によるまちづくりを展開してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 雰囲気を見ると、異業種の交流会みたいないろいろな意見が出てきて、活発にディスカッションをしているということで、私もちょっとなかなか縁がなくて出ていないんですが、来月は一回拝見させていただきたいなというふうに思っていますけれど、こうやって出てきたような、何ていうんですかね、検討会の様子を時期を見て公表して、今こんな状況だというようなことを多くの人に知らしめるということも一つ大きな仕事だと思いますんで、ぜひ頑張ってくださいというように思います。以上です。

○委員長 じゃあ、上野まちづくり関連で。

続けて、中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 すみません、上野まちづくり推進の（２）のほうの東上野四・五丁目地区のまちづくりについてなんですけれども……。

（「総括・・・」と呼ぶ者あり）

○委員長 大丈夫、大丈夫です。大丈夫、大丈夫です。

中嶋委員、続けて。

◆中嶋恵 委員 すみません、旧下谷小学校跡地では、昨年度をもって敷地全体の整地作業が完了してというのを聞いているんですけれども、また先ほど太田委員からもエントランス街区の再開発、非常に大切だという話もありましたけれども、エントランス街区では再開発準備組合による事業化に向けた検討が進められており、東上野四丁目、五丁目地区のまちづくりが着実に進展していると感じています。

私も防災士としても、また地元浅草の消防団でも地域の防災活動を行っているんですけれども、近年の地震や豪雨の頻発化・激震化を受けて、様々な都市機能が集積し、多くの人々が住み、働き、訪れる市街地において、防災性のさらなる強化というのが大変重要であると考えております。

その観点からも、本区のまちづくりの進展により、地域の防災性が高まることを期待しておりますけれども、上野駅周辺を含めて、東上野四丁目、五丁目のまちづくりにおける防災上の課題をどのように捉えているか、また、防災面でのまちづくりの方向性というのを伺います。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。

まず、まちづくりにおける防災面の課題についてでございますが、本地区含めまして、上野駅周辺では、発災時に来街者等が一時的に滞留できる広場などのオープンスペースが限られて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おります。また、多くの人が利用する区役所、駅、それから商業施設が集積しておりまして、発災時に多数の施設利用者などを安全に避難、一時滞在できる環境を整備していく必要があるというふうに考えております。

次に、防災面でのまちづくりの方向性についてでございますが、地区計画やガイドラインでは、エントランス街区におきまして、発災時に滞留空間として利用できる広場の整備、それから上野駅方面をつなぐ誘導路の確保を掲げております。あわせまして、帰宅困難者の一時滞在施設ですとか、防災備蓄倉庫等の整備により、公益的な避難、救援、帰宅困難者の支援機能等の拡充を図ることを位置づけておるところでございます。こうした方針も踏まえつつ、現在、多角的な視点でまちづくりに取り組んでいるところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。避難経路とか、まちづくりの視点でデッキ、ペデストリアンデッキの在り方全体のことも含めて、私も総括で続きはさせていただきます。

（「ごめん、ごめん、ごめん、まちづくり、私も総括・・・」と呼ぶ者あり）

○委員長 総括、はい、大丈夫です。

関連で、秋間委員。

（発言する者あり）

◆秋間洋 委員 高森さん。

○委員長 先に、まとめて。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 関連は、東上野四・五丁目のほうの関連です。

○委員長 はい。

◆高森喜美子 委員 東上野四・五丁目の地域では、魅力的なまちづくり、そして、必要な都市機能の導入ということが目標にして、東京都の新たな制度を活用して進めていくと聞いております。

まちづくりは地域の方々の様々な意見をしっかりと聞いて進めていくことが重要だと思っております。特に旧下谷小学校が閉校してから、長年にわたってああいいう状態が続いて、ようやく更地になったというところで、地域の方々の期待も大きいと思いますが、どのような意見が今上がっているのか、知っている範囲で教えてください。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えいたします。

地域の方々の意見についてでございますが、主なものとしたしましては、地区内に憩い、交流の場となるオープンスペースが少ないですとか、上野駅方面との連絡機能を強化してほしい、それから地区内に避難所機能を整備してほしいといった意見が寄せられているところであります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今後どのような形で進めていくのか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。

今後の進め方についてでございますが、現在、東京都と制度の条件、枠組み等の整理を行っております。それらの状況を踏まえまして、今後、地域の方々との意見交換を順次実施しながら合意形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

その上で、令和9年度末頃を目途に本制度を導入しまして、エントランス街区を含め、本地区のまちづくりのさらなる進展につなげてまいりたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 あそこは上野警察署の新庁舎が建設されるというふうになっているわけですが、この旧下谷小学校の跡地について、昨年度整地が完了して、今後、西側の敷地において上野警察署が移転してくるというふうに聞いております。

移転、改築によって、上野警察の機能が充実して、地域の安全性が高まるという点では期待をしているところでございますが、警視庁のこの建築に対する予定、現状ではどうなっているのか、知っている範囲で教えていただければなと思っておりますし、また、円滑にこの事業が進んでいくということも区にとっては重要でありますので、その点、警視庁とどのような連携を取っているのか教えてください。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。

まず、上野警察庁舎の移転改築工事の工程についてでございますが、先日、警視庁に確認いたしましたところ、来年4月に着工いたしまして、令和12年度後半に現庁舎から新庁舎に移転予定というふうに聞いております。

続きまして、警視庁との連携についてでございますが、エントランス街区のまちづくりは、上野警察庁舎の移転改築工事ですとか、現上野警察庁舎の解体工事と連動しておりまして、警視庁による円滑な事業推進は大変重要であるというふうに考えております。

そのため区では、警視庁の事業進捗の確認や区の出組状況の共有を丁寧に行いつつ、土地区画整理事業に関する業務を計画的に進めることによりまして、警視庁の事業の円滑な推進を図っているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 上野警察署が新庁舎に移転をしないと、次に進んでいけないというのがありますので、ここの進捗というのは非常に重要だと、区にとってもですね、いうふうに思っておりますので、しっかりと連携を取っていただいて進めていっていただきたいと思っております。

次に、エントランス街区のことなんですが、市街地再開発事業に向けて、東京メトロを中心

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とした再開発準備組合というのがこの検討を進めていると聞いております。近年、建築費の高騰だとか、都内の再開発事業が見直されるということがあったり、長期化するということが見受けられますが、このエントランス街区の再開発事業では、どのようなスケジュール感で進めていくのか、また準備組合とどのような連携を取って進めていくのか、この辺は重要だと思いますので、教えていただければと思います。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。

まず、再開発事業のスケジュールについてでございますが、再開発準備組合からスケジュールが公表されておられませんけれども、目標時期のみということで、準備組合とメトロ、大林組によるプレスリリースによりますと、2030年代半ばの実現を目指すというふうにされております。

続きまして、準備組合との連携についてでございますが、エントランス街区の一部である現上野警察署庁舎敷地が土地区画整理事業の換地によりまして、将来、区の土地となる予定となっております。そのため区では、準備組合の一員といたしまして、他の組合員やメトロ等と共に、事業化に向けた施設計画や事業計画に関する議論を行っておるところでございます。また、都市計画権者、決定権者という立場でもございますので、そういった意味から、事業の公共性、公益性、それから公平性等の観点から、必要に応じて準備組合に対する助言・指導に取り組んでおるところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今、準備組合の段階なんですけど、これがちゃんとした再開発組合にしっかりと格上げをして、そこが中心になって事業が進めていくんだろうなというふうに思っておりますので、区の役割も大きいと思いますので、これについてもしっかりとやっていっていただきたいなと思っております。

この件に関しては、この項だけの話ではないので、総括で質問をさせていただきます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この年度で4億6,000万円、もちろんいろいろな使い方しているわけですが、東京都がこれだけ絡んでいるもので、都市計画事業的な部分というのがあるんじゃないか。そういう点では、都市計画交付金の対象になるような事業なんじゃないのかなと。そういう点では、あれだけの都市計画税納めているわけですから、東京都にはそのような角度での働きかけというのはしているんですか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。

こちらのエントランス街区の再開発事業に向けた検討におきましては、もちろん東京都とも情報共有ですとか、意見交換等行いながら進めておりまして、その辺の補助金等の関係等もございまして、それについては引き続き東京都ともきめ細かく連携しながら進めてまいりたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この間もう数年、都市計画交付金が台東区に交付されていないんですね。これだけ東京都が絡んできて、東京都は金1円もよこさないというのは、これはおかしいんじゃないかという点では、やはり東京都に強く求めていただきたいと。以上です。

○委員長 ほかに質問をお願いします。

松村委員。

◆松村智成 委員 255ページ、浅草地区まちづくり推進について伺います。

決算年度において、新たな浅草未来図、あの浅草まちづくりビジョンが示されたことは、地元においても大きな反響を呼んでおりまして、私としても高く評価しております。これまで様々な困難や調整があったことと推察いたしますが、まず、このビジョンをしっかりと形にして世に出していただけた所管の皆様のご尽力に対して、率直に感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そこでお聞きしたいのですが、このビジョン案の発表後、区民や地域の皆様から具体的にどのような意見や反響が寄せられているのか、あったら教えてください。

○委員長 地域整備第二課長。

○門倉和広 地域整備第二課長 答えいたします。

ビジョン策定後、地域の方々からは、ビジョンの策定を契機に、地元と区が一緒になってよりよい浅草をつくっていききたい、完成して終わりではなく、この内容を基に今後もまちづくりについて対話を続けていききたいといった前向きな意見をいただいている一方で、具体的な取組を進めるに当たっては、まちへの影響が大きいので、直接関係する方々と十分に話し合っほしいですとか、浅草らしい店舗や商いが失われないよう、具体的な方策を考えてほしいといった意見も寄せられています。こうした意見からは、ビジョンで示した将来像への期待とともに、その実現に当たっては地域の暮らしや商いを大切にしながら、丁寧に進めてほしいという思いがあるものと区としては認識しております。

区としては、こうした地域の声を今後の意見交換にとどめることなく、戦略的まちづくりプログラムごとの具体的な検討や関係者との協議に生かし、ビジョンで描いた将来像の実現に結びつけてまいります。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 地域の期待の声や様々なご意見が届いていることは確認できました。一定程度の浸透を図られていると認識しておりますが、これだけ大規模な、しかも長期的なプロジェクトですから、地域の隅々まで理解を深めていくためには、区によるさらなる丁寧な情報発信と継続的な対話がやはり必要だと思います。そして何より、ビジョンという将来の絵が示された今、我々はこの絵をどう実現していくか、まさにご意見が出たとおりですね、まちづくりに落とし込んでいくか、さらに一段踏み込んだ具体化のフェーズに入っていかなければならな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いと思います。

そこで、今後の議論の進め方については、この場でちょっとお話しするのもあれですので、まずは、浅草駅や隅田川周辺、そしてナカ地区の具体的な都市基盤の再編等、地域の参画の在り方に焦点を絞って総括質問をさせていただいて、また後々には、浅草ビジョンの全体像についてはどっか一般質問でやらせていただきたいと思います。

実際、私のところにも多く声をいただいた中で言われているのが、間違えても三社祭がでなくなってしまうまちにしてくれという強いご意見をいただいて、もちろん私はそのつもりでございますとお答えしていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 松村委員からお話があったので、自分としては短くとは思っています。先ほど上野のまちづくりに関してすごく話が活性化していて、ビジョンがあって、それを具現化していく、その具現化のフェーズにあるというところで、羨ましいなと思いながら、浅草地区に関してはまちづくりビジョンの策定が済んで、これから具現化に向けて進んでいくという段階ですけれども、これ、令和4年頃からまちづくりビジョン策定に着手して、2回ぐらいかな、リスクがあって、担当者も替わったりと。産みの苦しみがあったのかなというのは先ほど松村委員のおっしゃっていたとおりなんですけれども、ちょっと率直にシンプルに伺いたいんですけれども、この未来図策定に当たって、率直な感想を、どのように見ているのか。

○委員長 地域整備第二課長。

◎門倉和広 地域整備第二課長 答えします。

委員おっしゃったとおり、私も最初から携わったわけではありませので、これまでのいろいろな地域の方々とどういったことを話し合ったか。特に令和4年には、若手の方との意見交換等も実施してきました。直接その場に私はちょっといなかったもので、書面とか、参加した課員の意見だとかいうのを聞いた上で把握しましたので、その、やはり皆さんの本当の意見、地域の方の意見というのを感じる、その辺りがちょっと非常に難しかったところです。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。

私も浅草の人間で、なので私からちょっと一言だけ申し上げておきたいのが、浅草地区というのは本当狭い中でも、よくも悪くも地域性が色濃くて、それがよいほうに捉えれば、もういろいろな顔があるというふうにも言えるんですけれども、悪いほうに転ぶと、まとまりがないというふうにも言えんのかなと。それが逆に魅力であると個人的には思っておりまして、観光費のところで観光まちづくりの話がありましたけれども、やはりそこで構成している方々とのまちづくりのビジョンの策定の方々が結構かぶりもあって、ややもすると観光のほうに流れてしまいがちなんですけれど、浅草というまちは、実はそれだけの顔ではないという部分で、これ、何でそうなっているんだろうと思うと、やはり先ほど松村委員から三社祭の話がありましたけれども、三社祭、東部、西部、南部というふうに分かれていて、それぞれすごく特色が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ある、その影響が出ているのかなというふうに思っています。すごく重要なのは、その地域特性をきちんと捉えていないと、ビジョンを具現化していく過程の中で、やはり様々なハレーションというのが生じてくんですね。この地域性に関してはビジョンの中にもしっかり反映していただいているんですけれども、本当にこれ、浅草を考えていく上で、実は非常に重要な部分なので、そこに関してしっかり捉えて、まちづくりに生かしていただくよう、要望だけでしょうかと思って、どうでしょうか、何か、せっかくだから答弁もらいます。

○委員長 地域整備第二課長。

◎門倉和広 地域整備第二課長 浅草には、委員おっしゃったとおりいろいろな多様な地域が存在することは認識しております。浅草寺周辺の観光中心のエリアの観音裏であったり、隅田公園とか隅田川のような自然が感じられるエリア、また、住宅地、夜のかなり魅力ある観音裏のこの町並み、いろいろなありますので、これからビジョンの取組を進める上では、これまで培われてきた多様な地域特性、これを生かしながら、地域の方と共にまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ありがとうございます。しっかりと進めていただくようお願いいたします。以上です。

○委員長 関連ですか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 本当は関連にしたくなかったんですけども、ここに入れてくれというんで。というのは、浅草地下街問題ですね。これは浅草まちづくり全体の中で位置づけられてしまうと、先ほどの浅草橋の東口のバリアフリーと同じで、いつになるかというふうに思っているんです。

ただ、この間の2回の豪雨、私も2回とも現地に行きましたけれども、やはりちょっとこのまま本当に放置していいのかという、そういう状態でありまして、あの雨漏り。あと、どこから来るか分からないというか、ですからね、地下水ですね。特に心配なのは雨漏りのほうです。この水道がどうなっているのかも分からないで、あれだけの床をびゃっと浸水するような状態ですから、これ、何かあってから、占用を認めている区が責任を取れるのかということにもなりかねないというふうに思っています。そういう点では、あそこの地下道の躯体構造の耐震性についてどう評価しているのか、ここについてお伺いしたいと思います。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 区では、これまでも施設管理者と連絡を取って、施設の維持管理の状況や課題について確認をしており、一定の状況については把握しております。一方で、施設の耐震性など、構造上の安全性につきましては、現時点では区として評価できる状況にはないと考えております。

施設の安全確保については、占有者が主体となって適切に対応すべきものだと考えており、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区としても、施設管理者による維持管理の状況について必要な確認を行うとともに、必要な情報提供や働きかけを行ってまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 占用を認めていて、主体的にそこの評価をしないというのは、これは責任放棄になりかねないんじゃないですか。私、そこのところが本当に心配しているんです。もしあそこが陥没しようものなら、区はどうやって責任を取るんですか。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 繰り返しの答弁にはなってしまうんですけども、そこの施設の安全性の確保につきましては、施設管理者が責任を持って維持管理するものなので、区としては評価するものではございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私はその姿勢は改めないといけないというふうな時期に来たんじゃないかなと。占用というのは、もちろん契約しているから、占用料を取ってあそこ、認めているわけですよ。だけれども、今の状態というのを評価もしないというのは、これはもう万が一のことあったら、台東区、釈明できませんよ、人命に関わる問題で。だから、そこのところは厳しく言いたいということです。

いずれにしても今後の問題をどうしていくのかというところですけども、やはり直下型の地震とか、あと最近の線状降水帯等の集中豪雨での浸水ですね。つまり地震と水との対策ですね。これをやはり国や東京都、あともちろん地下道株式会社が今所有者ですから、そういう点では、そことよく協議した上、国とか東京都、あるいは東京地下鉄株式会社も含めて、連携して協力を求めて進めるべきじゃないですか。

○委員長 道路管理課長。

◎三宅哲郎 道路管理課長 ただいま浸水対策についてご質問がありましたので、私のほうからお答えいたします。

東京都においては、地下街の管理者が連携して豪雨時の浸水対策を推進する東京都地下街等浸水対策協議会というのがございます。その協議会では、都内の12地区において部会を設けておりまして、施設間の連携を強めるよう取り組んでおります。そのうちの一つに浅草地区部会というのがございまして、東京都をはじめ、浅草地下道及び台東区もメンバーとなって活動しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それは分かったんですけど、具体的にこの浅草地下道の問題で何か国や東京都との協議みたいなのはやっているんですか、ここに特化してですね、テーマとして、ここに。そういうのはどうなんですか。

○委員長 道路管理課長。

◎三宅哲郎 道路管理課長 東京都に関しましては、先ほど申し上げたとおり協議会の中での

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

お話をさせていただいているのと、それから、国等については、国道部もございますので、その占用の内容ですとか、情報の共有などは行っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど最初の質問で、なかなか評価についてもできないという状況であれば、それは国や東京都に何を協力してもらうかというのも分からない。だから、そういう点ではやはり率直に言って、ここ、相当な膝詰めの地下道株式会社との話し合い等をして、何か起きないうちに、早く対策を講じるべきだということは本当にくれぐれも申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長 新たに質問どうぞ。

(発言する者あり)

○委員長 いや、続きじゃなくて、また新たにいいです。新たにどうぞ。

富永委員。

◆富永龍司 委員 256ページの19番、駐車場計画策定について伺います。

令和8年3月に駐車場整備計画が策定されました。これによって、商店街における駐車場の附置義務の緩和かな、されていて、商店街のマンションによって切れてしまうということが、少し緩和できる、幾分なくせるのかな、ということになるんですけど、これはいつから施行されていくのか、その進捗状況等々あったら教えてください。

○委員長 都市計画課長。

◎松崎晴生 都市計画課長 お答えいたします。

区では、本年3月に策定いたしました駐車場整備計画において、商店街のにぎわいの連続性や歩行者の安全性に配慮し、集合住宅の駐車場設置基準を見直すことといたしました。新たに駐車場に関する地域ルールを作成する場合や地区計画及び景観まちづくり協定に定められた区域において緩和する方針で検討を進めております。現在、景観まちづくり協定が締結されている商店街などを対象に、区の集合住宅条例に基づく駐車場1台分の設置基準を緩和する方向で、具体的な適用要件や手続など、制度設計を詰めているところでございます。区といたしましても、早期の運用開始が必要と認識しており、鋭意取り組んでまいります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 そうなんですけれど、やはりこれいつからやるかというのは、実際今、建築を準備して設計している段階で分かることによって、やはり違う、変わってくるんですね。これがいつから、その後でやれば要らないし、今やって、もう設計しちゃったら、設計変更というの大変なお金もかかるんで、そのまま進められてしまうということになります。やはり特に浅草周辺などを見ていると、マンションの駐車場というのがなかなか月ぎめで利用されることが少ないです。何か時間貸しのレンタカーになっていたり、時間貸しのパーキングになっているということが増えてきていて、もともとあるマンションもなかなか駐車場が埋まらないうと。多分そちらは緩和できるようになったんだけど、だけれど、なっても、もともと駐車場代

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というのが大規模修繕のお金に入ってくるんですね。それがもともと借りてくれないと足りなくて、今大規模修繕の問題が大きくなってきていてということも含めていって、商店街のことも一つあるんですけど、本当にこの辺しっかり進めていっていただいて、やはり商店街のほうで切れてしまうということはなくしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 続きまして、どうですか。

松村委員。

◆松村智成 委員 すみません、ちょっと先ほど私、紛らわしい話題をあれしちゃったんであれなんですけど、256ページ都バス東42路線の運行について伺います。

文化観光費の質疑でも触れましたが、これは今回何度か話を出し、何度もですね、オーバーツーリズムの影響が出ているんじゃないかと思われる路線でございます。この路線は、区が運行協定を結んで補助金を出し、区民の生活の足を守るために実施している路線ですが、それが、なかなか地元住民が乗れないという現状について、所管はどのように認識し、対策を講じるつもりなのか教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 お答えをいたします。

都バス東42-3の苦情につきましては、交通対策課のほうに直接寄せられているということは実はないという状況でございますが、通勤経路として使用している職員から、例えば雨の日などは満杯で乗れないというような声は聞いております。そういった苦情等については、運行主体である都のほうで情報を持っている可能性があるかと思っておりますので、まずは現場でどのようなことが起きているかという実情を確認したいと、そのように考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。区民の税金で維持しているバス、じゃない、都が主体で、ぜひ内容を確認していただきたいのですが、実は5日目の教育費のところ、中学校費で少しそこをまた触れようかと思っていますので、ぜひちょっと今後の動向を一緒にやっていただければなというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 256ページ、16番、循環バスめぐりんについて伺います。

私は以前一般質問でめぐりんの運行について、ゼロベースでの見直しを提案したところではあるのですが、現在も減便が続く一方で、区の負担金は増加しており、区民からは、このままではさらに減便されるのではないかと不安の声も寄せられています。また、北部地域では、先ほどの都バスと同じなんですけど、朝の時間帯、雨の日などは満員で乗車ができず、次の便を待たなければいけない状況もあるというふうに伺っています。

こうした状況を踏まえ、利用が集中する地域や時間帯に絞った増便や車両更新時に、今の小

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

型のバスから中型のバスへ変更するなど、早急に改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 めぐりんにつきましては、この年度につきましても運行負担金を増額しまして、事業者の運転手の処遇改善に協力をしてきたところでございます。その成果もありまして、追加のダイヤ改正の相談は今までにない状況ではございますが、今後の見通しも含めまして、運転手の不足しているという状況が大幅に改善するということは見通しは立ちにくい状況かと思っております。したがって、様々な方法で対策考えていく必要があるかと思えます。委員のおっしゃっていた、便数が増えないのであれば、車両のサイズを上げて運行効率を上げるという方法も一つの方法かと思えます。運行事業者が対応可能な範囲という縛りはありますが、様々な方法を検討してまいりたいと思えます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 承知しました。中型バスの導入も含め、運行改善について検討して下さるとのことなので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思えます。

減便への不安はもちろんです。満員で乗れずに次の便を待たなければならないという状況は、日常の移動にも支障を来します。車両の更新には時間がかかると思いますが、それまでの間にも利用が集中する地域や時間帯の状況など把握し、必要なところには便を増やすなど、できる改善から早急に取り組んでいただきたいと思えます。あわせて、今後の運行や車両導入の見通しについても、区民の皆様に分かりやすく伝えていただきたいです。

めぐりんは、区民の日常生活を支える大切な交通手段です。利用される方々の声を十分踏まえ、安心して利用できる運行体制につなげていただくことを要望して、終わります。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 高橋委員がここまでお話ししたので、これ以上申しません。ただ、本当北部の交通の不便性の解消、これだけは何とか切実に要望したいと思えますので、よろしくお願い致します。以上です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

○委員長 第7項住宅費について、ご審議願います。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 258ページの、まず、住宅費で3点ありますが、三世代住宅助成のところ、これが1件ということで、3世代でこの台東区内で新築でということで、建てられるというのが、何というか、土地の問題とか、核家族化とか様々なことでなかなか難しい状況ではないかなって、今の時代ではですね、私は考えているんですけども、区として考えていられ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やる課題と、また今後について教えてください。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、制度当初と比べまして、社会状況と当時の設置状況の目的とが少し乖離してきているというのが実際の課題としてはございまして、おっしゃっていたとおり、土地の高騰であったり、多様な価値観が生まれて、必ずしも3世代同居した方がらない方というのもいらっしゃるので、そういったところがなかなか伸び悩んでいるかなというふうに分析しているところなんですけれども、一応住宅課としては、空地だったりバリアフリーの面で制度として難しい部分が多かったところもありますので、今年度から無料建築相談につなげたりですとか、ホームページとかハンドブックを見直しまして、周知には取り組んでいるところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 気持ちとしては、祖父、祖母と孫が一緒に住むということがかなえられれば素晴らしいと思います。と思いますが、やはり物理的になかなか難しいなという、現実的には。ここの部分で予算を取っていくのがどうなのかということもちょうと含めまして、意見を言わせていただきました。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○委員長 関連で、田中委員。

◆田中宏篤 委員 すみません、ここに関して私も実は通告も出していたんですけれども、答弁いただいたようにいろいろ、もともとのここの政策意図というのはやはり子育ての環境改善につなげる、そのために見る人ということで、祖父母と同居するのが望ましいといったような子育て環境の視点がもともとスタートだったのかなと、過去の間緯をいろいろ調べると、認識しております。

そういう意味でいうと、子育て世帯の定住化とかと子育て環境の改善というのは、必要な需要はあるけれども、この制度がそこにフィットしていなくなっているというふうに感じていて、この前の、何でしたか、子育て世帯住宅リフォーム支援もそうなんですけれども、そういった部分で、時代の流れとともにニーズを捉えていろいろ変えていかなければいけないのかなというふうに思っております。子育てに適した住環境を得る必要性というのは、需要としては今でもあるので、その今のやり方に即したような支援策をゼロベースで、いろいろ見直してですね、必要な支援体制を整える必要性はあるというふうに思っているんですけれども、そこについてはいかがお考えでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 そうですね、子育てリフォームにつきましては、7年度から対象要件を拡大して、工事であったり、年収の所得要件を引き上げたりですとか、利用しやすいように見直しを図ったところなんですけれども、先日のベランダからの、マンションからの転落事故の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ような痛ましい事故もありましたが、そういったものも未然に防げるように転落防止の柵であったり、そういったものに対象工事を追加したりですとか、適宜ニーズであったり、社会情勢に対応した見直しを図っておりますので、今後も時期を捉えて的確に対応していきたいと考えております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。本当子育て世帯定住促進と、あとはもう子育て環境、住環境の整備、これは課題として、引き続きぜひ取り組んでいただくようお願いして、私からは、これで以上です。

○委員長 松尾委員に戻します。

◆松尾伸子 委員 259ページの7番の空き家に関する総合相談窓口のところで、4回やっていただいたということで。その中で、考え方としてやはり空き家をそもそも生まない、予防という観点で7年度に行った住まいの終活セミナー、このことについて教えてください。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 委員ご指摘のとおり、7年度は区民課のNPO等との協働促進の予算を使いまして、空き家の発生抑制事業を実施いたしました。内容としましては、住まいの終活セミナーを11回と住まいの終活ノートを使ったワークショップを2回実施いたしました。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 今年度はどうですかね。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 今年度は、空き家の発生抑制・適正管理の促進という形で住宅課のほうで予算を持っておりまして、空き家の総合相談窓口とこちらの住まいの終活セミナーの二本立てで事業を実施しております。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 私の身近な方たちでも本当に親御さんの代になって、若い方たちは地方に行っちゃったりなどして、このご時世ですから、台東区に住み続けるのが本当に非常に大変な状況になっている中で、親御さんも高齢化をして、他区に行ってしまうとか、他県に行ってしまうとかいう、そういう姿をもう何人も見ているところなので、やはり物件持っていらっしゃる方たちが本当に今後の将来のことについて真剣に悩んでいらっしゃる状況ではありますので、この総合相談窓口しっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、最後ですけれども、高齢者等住み替え居住支援助成についてなんですけれども、こちらは立ち退きなどで高齢者が住み替えをするときに相談に乗っていただく、そして、次の手を打っていただくという、そういうところなんですけれども、7年度で1世帯ということだったんですが、そもそもご相談はどのぐらい来ているか分かりますでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 住み替えに特化した相談という形では集計はできていないんですけれど

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

も、類似する住宅課への入居相談という形でいえば、決算年度、7年度は103件、令和6年度119件、令和5年度123件でございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 あと、これの住み替えのときに債務保証のことが、保証協会に登録しなければいけないということがありますけれども、これ、実績、8年度までで教えていただけますでしょうか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 債務保証制度なんですけれども、令和5年度が8件、令和6年度10件、令和7年度6件、令和8年度が6件でございます、8月末現在でございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 これ、すごく相談したい方がいらっしゃるんですけど、なかなかうまくマッチングしないというか、使いづらさとか、あとそもそも知らないということとかあるかと思うんです。そういう課題があるので、今後ちょっといろいろ工夫して、またさらにね、いただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 要望ですね。

ほかに。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、松尾さんからもありましたけれど、本当に家賃の値上げを要請されて郊外に出ていくとか、あるいはこの空き家問題で、なかなか引き継ぐ人がいなくてという、本当に住み続けられる台東区、今の地価の高騰の中でどうやってつくっていくかというのは、これは私は区政の重要課題だというふうに思っています。まず高齢者、台東区はこの高齢者住宅、シルバーピアも頑張ってやっているというふうに思います。ただ、ここ10年ぐらいは、1件、橋場で大きなのできましたけれども、それ以外はほとんど実現なかなかできていないと。これはオーナーさんも、今のこの区内の地価の状況を考えれば、シルバーピアよりももっと利回りのいい、そういう活用の仕方を考えるというのは仕方がないことというか、提供してほしいけれども、なかなかそうもいかないという現状があるというふうに思うんです。住宅困窮者の高齢者のためにあるこのシルバーピアですから、まずこれを最大限、住宅に困窮している人のために活用するという点で、今、もっと増設というのはもちろん言いつつ、入居資格要件がなかなか厳しくて、くじ引の前に駄目になってしまうという人がすごく多いんですね。ちょっとこれは数は聞きませんが、私の周りにたくさんいます。

そういう点では、まず、建物の建築年数、鉄筋コンクリで60年、木造で45年でしたっけね、そういう年数を一律に適用していると。あと、高齢者の、例えば足の悪い方たちが4階の上り下りやっているような、そういう住宅で高齢者の今の生活状態を勘案するというものがない。あともう一つは、簡易宿所の入所者ですね、このようなところは対象にそもそもがしないというような制度の立てつけになっています。この辺の緩和を行うべきだと思うんですけど、こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れについてはいかがですか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 要件緩和につきましては、資格審査の段階において、やはりできるだけ明確かつ客観的であることが必要であると考えております。そのため、公営住宅法の施行令に定める公営住宅の耐用年数など参考にして、築年数など参考にしております。

簡易宿泊所に宿泊している方につきましては、都の事業ではございますが、都営住宅の山谷地域特別割当てがございますので、そちらの代替策のほうをご案内しているところではございます。

委員ご指摘の点につきましては、築年数によっても、リフォームやリノベーションでしっかりと手入れされているものもあれば、新しくても老朽度に差が出てしまうというようなものがあったり、エレベーターの有無などで生活に支障が出ている方というのもいらっしゃるという声は聞いておりますので、実態に即していくべき課題として今後研究してまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひお願いしたいと。

あともう一つはです。先ほど出てきた空き家なんですね。これ、私、今、民泊の事業者というのは老朽家屋をリフォームして、家屋とかビルもね、リフォームして、そして民泊に使うという、こういうやつですね。つまり逆に言ったら、そこを借り上げて、そのオーナーさんはなかなか資金力ないから、借り上げてそこに投資して、リフォームしたところに民泊で使うという手段で相当やっていますよね。

逆にそれ、逆手に取って、台東区の側がそういう空き家、資料の22、見ていただくと、少し手を加えれば活用可能になって、58件あるわけでしょう。そういう点では、空き家を借り上げて、修繕をして住宅弱者に貸し付けると。そうして、それは家賃を取って、オーナーさんに返していくという。そういうやはり高齢者だとか独り親世帯だとか、あと区内中小企業で働く若者もいいと思うんですよね。そういう方たちに貸し出す事業というのを行うべきだと思うんですが、その辺というのは考えないんですか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 空き家の活用につきましては、先ほども質問ございましたが、総合相談窓口で除却だったり、売却、利活用についての相談を受けており、適切にご案内しているところがございますが、委員ご提案の空き家の活用につきましては、その所有者の意向であったり、入居者にどういった方を対象とするかとか、あとは継続的な費用負担があるなど、様々な課題がございますので、研究してまいります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 じゃあ、空き家だけでなく、高齢者が独りで、例えば借地で木造住宅で住んでいるようなおうちたくさんあるんですね、たくさんあるんです。そこは非常に、今度の地代の書換えで、地主さんが上げてくださって言われたら、私はもうここから出ていかなけれ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ばいけないと、もうとてもとても書換え料は払えないというような高齢者にお会いして、あっ、ここのうち、だけれども、まだ全然大丈夫だよなど。少し手を入れて変えれば、この高齢者と、あと2世帯ぐらい住めるんじゃないかというようなところというのはあるんですよね。そうすると、その高齢者の見守りにも、見守りといったらあれだ、そこまで欲張ってはいけなけれども、その高齢者の方たちの、もちろん地主の了解は要るけれども、しかし、そこをやって貸し付ければ、その高齢者にも家賃が入ってくる、そして定住も進むし、その高齢者も郊外に出ていなくて済むという、そのような、何ていうのかな、希望のある、そういう空き家の活用というのを。だって、今、空き家の除却っていったら、売却前提じゃない。だって、空き家は壊しちまえば、固定資産税ばこんとかかってくるわけだから、もう絶対にこれは、売ることが決まって壊すときにはお金を補助するんです。これは未来がないじゃないですか。そういう点では、やはりそのような工夫もぜひしていただきたいと思います。

私やはり一番この間、劇的に変わったのは、先ほど松村さんが言っていた、解体のときの工事の後、特に。だって、あともう50年ぐらい使えるようなのを解体するんだから、ばんばんね。これはもう異常事態ですよ、もうとにかく。そういう点では、まだそれでも、何ていうんですかね、中古ぐらいになってきたマンションだとか、その辺のところというのは狙って、ディベロッパーが再開発計画の事業を持ちかけて、攻勢をかけてきています。そのため、長年住んできた高齢者が区外に移転するというケースが増えています。

私、今やっているタワーマンションの柳橋のタワーマンション、あと花川戸のね、あそこもそうですけれども、隅田川沿いにそういう再開発、ミニ再開発といえばミニ再開発だけれども、やられています。そこで、私、何世帯出ていってしまうのかなと、その高齢者のご夫婦がね。ということを考えたら、本当に私、忍びないなど。この工事が終わる、7年間は私たちはもう戻ってこれないから、売っ払っちゃったほうがって墨田区に行ってしまう方がいました。あるいはもう次の増床したタワーマンションに、資産価値がもう全然違ってしまいうけですから、自分が住んでたときの資産価値と、今度、タワマンができたときの資産価値が。そうしたら、金を払わなければいられなくなるというね、そういう。だからなくなっちゃった子育て中の世帯もいます。

そのような、まち壊しとは言わないんだけど、でも、一応整っていれば東京都はするし、建築確認許可を下ろすし、台東区はその法人が適格かどうかという審査、台東区がやる。だから、ある柳橋の方、言っていましたよ。台東区はまち壊しに加担するのかって。そういうふうに住て替え組合の組合員さんは言っていました。それは、どういうふうに住み慣れたまちで暮らし続けられるようにするのかという点では、区はどのような施策を展開しようとしているのか、ここについて伺います。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 今お話ありましたが、住み慣れた地域で、そういった開発によって住み続けられなくなるということは、こちらとしても重要な課題であると考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、そのマンションにお住まいの方が自分のマンションを将来どうしていくかということを考えるときには、まずその将来の在り方を検討する段階で情報がやはり必要になってきますんで、区としては今必要な事業として、管理や修繕に関する相談員派遣であったり、計画修繕に向けた調査費の助成などを行っております。そちらの取組によって、マンションにお住まいの方が自分たちが置かれた状況から何を選択すればいいのかというようなところで連携しているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 そこに行くまでにマンションの管理組合などが団結して、そういうふうになんていっていいのかなかなかないんですね。それぞれもちろん私有財産だし、個人個人の考え方、人生設計ありますからなんですけれども、ただ、間違いないのは、長く住んできた人たちがいなくなる、再開発のために。そして、今度の柳橋の一番高いところというのは、モデルルームが今、あそこは蔵前、鳥越か、蔵前のところにありますけれども、あれですよ、3億2,000万。実は中の知り合いに聞いたら、4億だって言いますね、一番高いところで、あの34階部分がね。誰が買うかというとな、これは率直に言ったら、今まで長く住んできた台東区民はそう手出さないでしょう、それは。だから、違う人、あるいは投資で買う人たちが投機的に買う。だから、私はやはりそういうのというのは制度があるからあれだというんじゃないくて、やはり台東区が土地利用、これは都市マスがありますけれども、やはりそのような中で市場原理で動くだけのまちにしないというね。もちろんまちづくり、谷中のようなああいう計画をつくって進める、こういうことが基本だけれども、今度、あと新しい条例できたんで、できるだけまちづくり協議会でやっていくというのも大事だと思うんですけれども、やはり区が導いていくというのすごく大事だと思うんです。

最後の質問ですけれど、私、住宅費なんですよ。つまりこの土木費の項7の住宅費、この決算額が20年間どうなったかというの、もう1回振り返ってほしいというふうに思うんです。私、振り返りますと、ちょうど2010年、10年前、平成22年ですけれども、このときは13億ですよ、13億。今回5億7,000です。つまり前、13億かけていた住宅費が今5億7,000しか使っていないんですね。それは、もう私大体いつも住宅課長と予算や決算のときにやってきましたよ。大体住宅のストックが足りているというようなことで、区民住宅、特優賃、あと家賃の助成、ファミリー取得助成、全部やめて、だから、それは相当のお金をリストラしましたよ。だけれど、その間に何が起きたかということですよ。

私はこの3分の1近くに減ってしまった住宅費はやはり取り戻して、住み続けられるまち、先ほどの空き家の活用もそうだし、いろいろあるけれども、まず、本当に今住んでいる住宅弱者、高齢者、障害者、独り親世帯、ここにやはり家賃助成、これを行うね、台東区には十分な財政力ありますから、行うべきだと思うんですが、家賃助成についてはどう考えていますか。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 委員ご指摘のとおり、近年、不動産価格の高騰であったり、家賃の上昇

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

によって住宅をなかなか確保できない、探すのが難しいという方が多く声をいただいていることは区としても認識しております。

しかしながら、家賃支援につきましては、これまでも一般質問等でご意見いただきましたが、現在は考えておりません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 もうこれ以上はあれですけれども、家賃助成、これは一つの要だというふうに思いますので、強く要望して、終わります。

○委員長 よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第7款土木費について審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、13日火曜日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2時54分閉会